

久御山町第2次男女共同参画プラン
(久御山町レインボウプラン)
<改定版>

平成31年3月
久 御 山 町

はじめに

近年我が国では、世界でも類を見ない速度で少子・高齢化が進み、地域社会における人間関係の希薄化など社会情勢にも様々な変化が見受けられます。今後も私たちの社会が持続的な発展をしていくためには、すべての個人が、お互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要となっているところです。

男女共同参画都市宣言を行っております本町におきましては、平成15年に「久御山町男女共同参画プラン」、平成25年に「久御山町第2次男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画事業、ワーク・ライフ・バランス事業や女性の相談事業など様々な取組を進めてまいりました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く、私たちを取り巻く制度や慣行の中には、解決しなければならない課題が数多く存在しております。

このような中、「久御山町第2次男女共同参画プラン」が中間年を迎え、社会情勢や施策の進捗状況、また住民の皆様のご意見を踏まえて、男女共同参画施策の一層の推進を図るため、第2次プランの改定を行いました。

また、改定版では、平成27年に制定されました「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の規定による「市町村推進計画」にも位置付けており、あらゆる分野における女性の活躍推進や男女ともにいきいきと働くための環境づくりなどの推進も盛り込んでおります。

今後、このプランの推進にあたっては、町全体で手を携えて、取組を実践していくことが大変重要であると考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この改定版の策定にあたりまして貴重なご意見をいただきました住民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました久御山町男女共同参画推進懇話会委員の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。



平成31年3月

久御山町長 信貴 康孝

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の基本理念	1
2 計画改定の趣旨	2
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
第2章 計画の体系	4
第3章 計画の内容	5
基本目標1 男女の人権の確立	5
方向1 住民理解の促進・啓発	5
方向2 教育・学習の充実	8
方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶	11
基本目標2 男女共同参画による活力ある社会の実現	14
方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	14
方向5 地域における男女共同参画の推進	19
基本目標3 男女の仕事と生活の調和	22
方向6 働く場における男女共同参画の推進	22
方向7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	26
基本目標4 男女の健康と安心できる暮らしの支援	30
方向8 生涯を通じた男女の健康支援	30
方向9 子育てや介護の支援	33
方向10 生活上の困難に直面する男女への支援	37
第4章 計画の推進	39
1 計画の推進体制	39
2 計画の進行管理	40
第5章 計画の数値目標	41
用語の説明	42

（用語の説明は、本編で記載の用語及び男女共同参画関連の主要な用語について説明しています。本編記載の用語は、左上に※が付いているものを掲載し、同一ページに同じ用語が複数ある場合は、最初に※を付けています。）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

平成15年3月策定の「久御山町男女共同参画プラン」では、社会のあらゆる分野に分け隔てなく、男女がともに自らの意思で参画し、男女の人権が尊重された豊かで、いきいきとした久御山町を創造することをめざして、「女と男^{ひと ひと} ともに創ろう未来のくみやま^{あす}」を基本理念としました。

「久御山町第2次男女共同参画プラン」においては、これまでの取組をさらに一歩「進める」ことが重要であると考え、基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

**ひと ひと
女と男 ともに進めよう
あす
未来のくみやまづくり**

また、本町では、平成16年10月31日に「男女共同参画都市宣言」を行いました。その宣言文を踏まえ、未来のくみやまづくりを進めていきます。

【男女共同参画都市宣言 宣言文】

**宇治川・木津川の自然と
巨椋池の歴史に育まれるまち 久御山町
私たちは 女(ひと)と男(ひと)が お互いの人権を尊重し
性別や世代をこえ 家庭に 地域に 職場に ともに参画し
いきいきと輝き 心豊かに暮らせる
未来(あす)のくみやまをめざして
男女共同参画都市であることを宣言します**

2 計画改定の趣旨

本町では、男女共同参画社会基本法を踏まえ、平成15年に「久御山町男女共同参画プラン」を策定し、その後、平成25年に「久御山町第2次男女共同参画プラン」を策定しました。

これ以来、同プランに基づき、久御山町における男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画セミナーの開催や女性のための相談窓口の設置など、様々な取組を進めてきました。

この度、第2次プランが中間年を迎えるにあたり、国及び京都府の男女共同参画に関する計画を考慮するとともに、平成30年8月に実施しました男女共同参画に関する住民意識調査結果等に基づく本町の現状や、社会情勢の変化等を踏まえ、一部内容を改定することとしました。また、改定にあたり、より実行性のある計画とするため、計画内に新たに重点実施項目を設けるとともに、一般公募により決定しました第2次プランの愛称「久御山町レインボウプラン」を命名することで、より住民の方にとってなじみ深いプランとなることを目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、下記に示した「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく本町の男女共同参画計画です。

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

「方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶」は、下記に示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

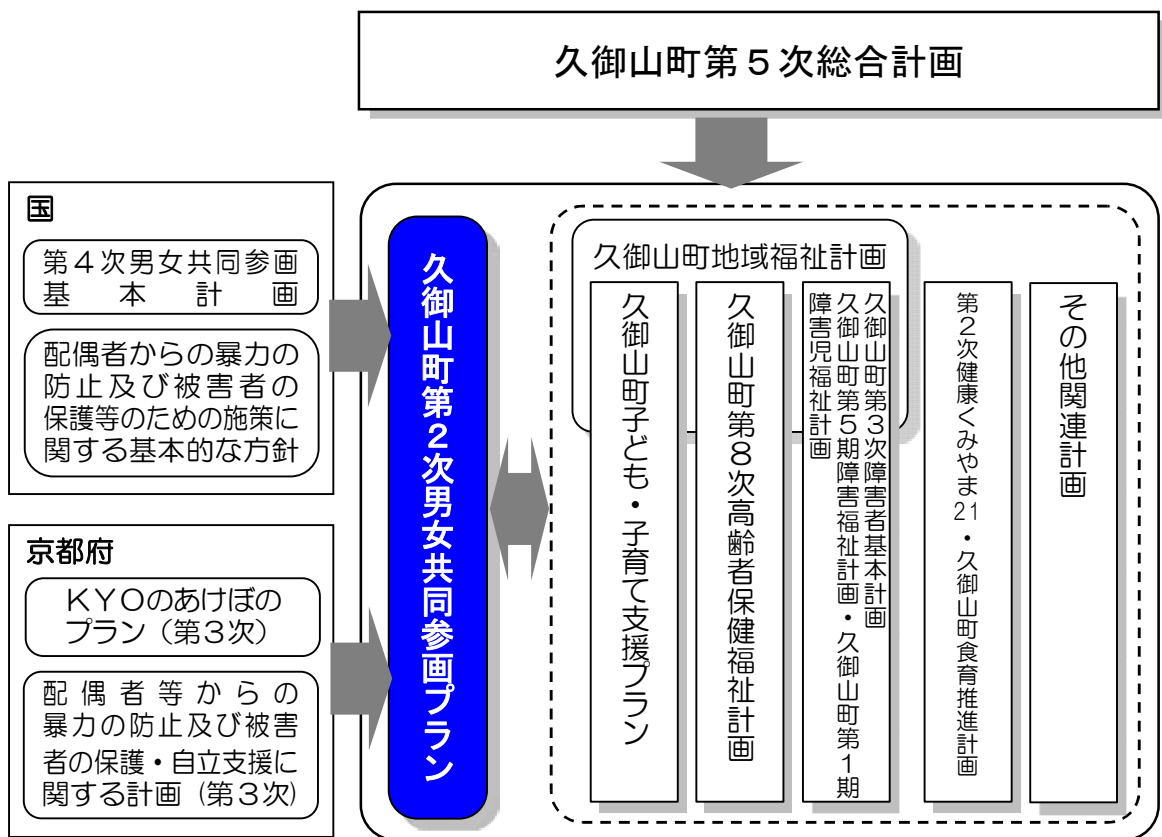
また、「基本目標2 男女共同参画による活力ある社会の実現」、「基本目標3 男女の仕事と生活の調和」は、下記に示した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

策定にあたっては、本町のまちづくりの基本的な指針である「久御山町第5次総合計画」（平成28年4月策定）を上位計画とし、他の分野別計画等との整合性に留意するとともに、国の「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月閣議決定）及び京都府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）－京都府男女共同参画計画－」（平成23年3月策定）を踏まえています。

また、本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、町が取り組むべき方向性を示すとともに、住民や各種団体、企業等が、それぞれの役割をはじめ努力義務、責務を自覚し、行動するための指針となるものです。

■他計画等との関係



4 計画の期間

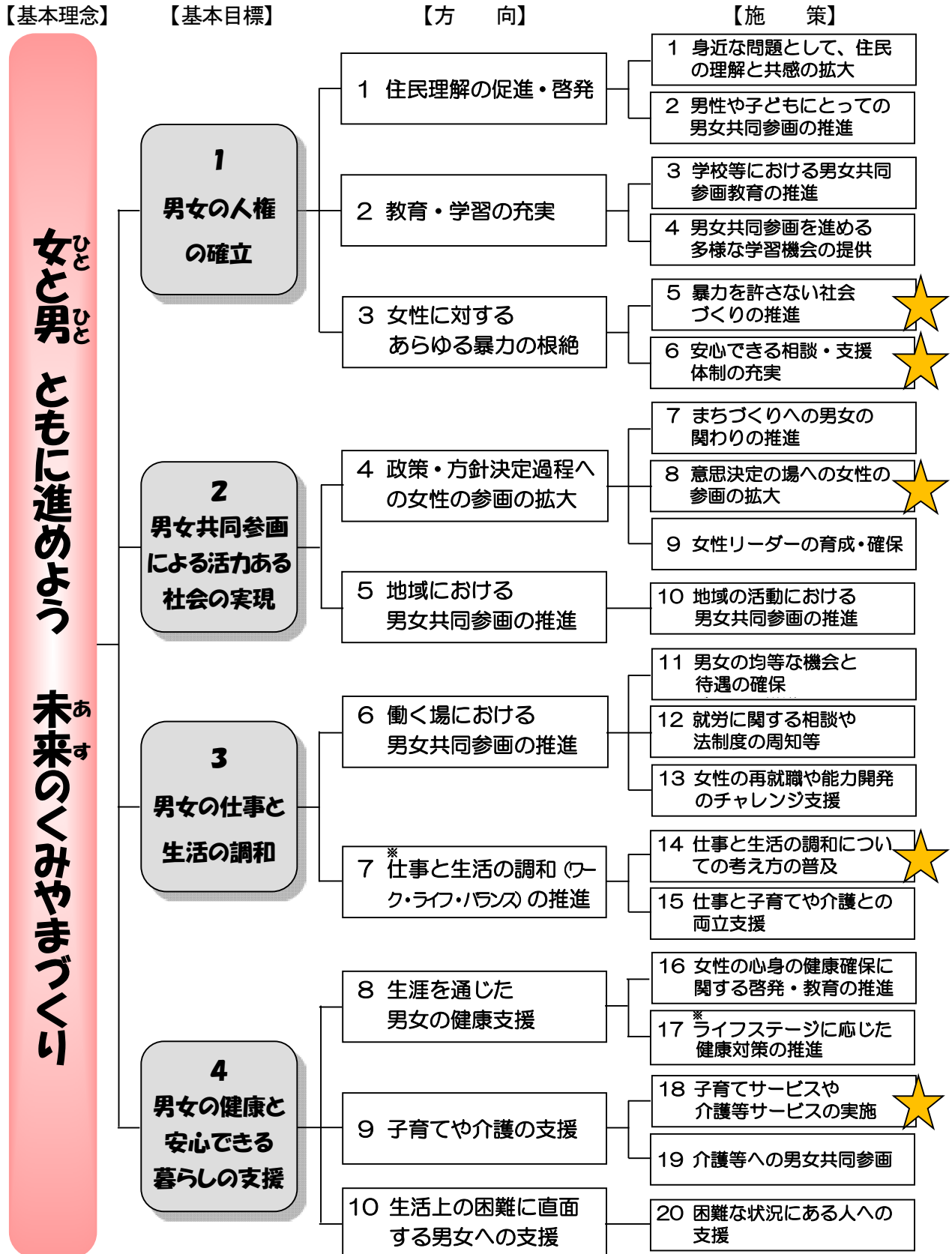
本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

この度、社会経済情勢の変化や進捗状況を点検し、中間年における見直しを行いました。

第2章 計画の体系

本町の男女共同参画社会実現に向けて、計画の体系を次のように設定します。

★：改定における重点実施項目



第3章 計画の内容

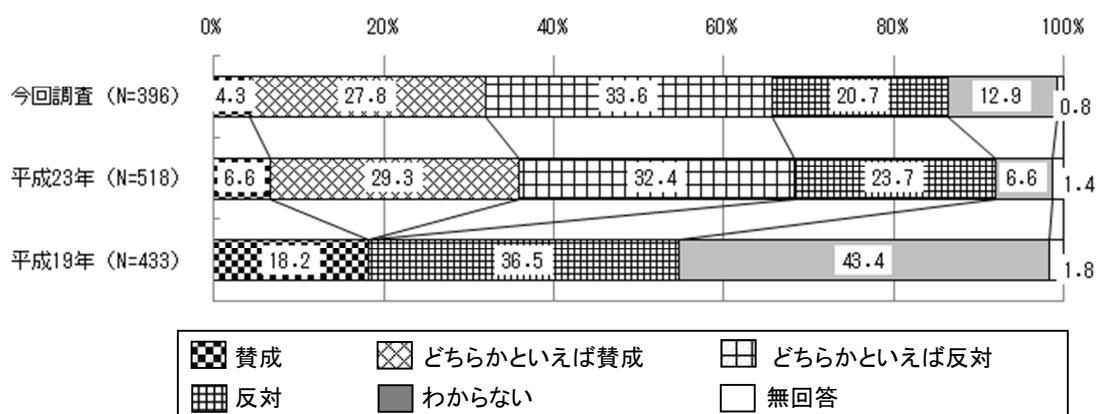
基本目標1 男女の人権の確立

方向1 住民理解の促進・啓発

＜主な課題＞

- ◆平成30年に実施した住民意識調査結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人は半数を超え、特に女性は6割を超え高いものの、男性は5割を割る等、依然として性別や年齢層で固定的な性別役割分担意識に違いがみられることがわかります。社会のあらゆる分野に、男女がともに自らの意思で参画し、男女の人権が尊重された豊かで、いきいきとした久御山町を創造するためには、人権尊重や男女共同参画についての理解を深めることが求められます。
- ◆男女共同参画は女性のための施策であると受け取られることが多いですが、男性にとっても固定的な性別役割分担意識が、生き方について多様な選択を阻むこともありえます。すべての人にとって固定的な性別役割分担意識の解消が必要です。
- ◆新聞、雑誌、テレビ、インターネット等のメディアによる情報は、住民の意識に大きく影響するため、情報を正しく理解し活用できる能力が必要です。

■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：各年「久御山町男女共同参画住民意識調査」結果より。今回は平成30年8月実施調査のこと（以下同様）
 注）19年調査では、選択肢は「同感する」「同感しない」「どちらともいえない」となっており、24年調査では「同感する」「どちらかといえば同感する」「同感しない」「どちらかといえば同感しない」「どちらともいえない」となっている。

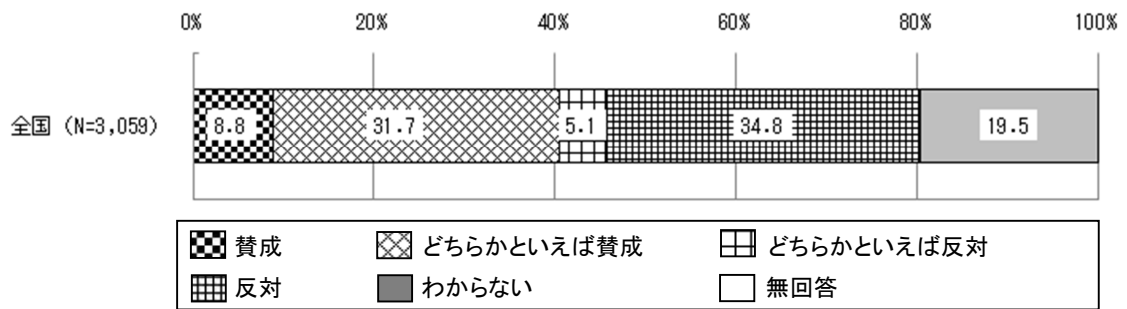
図の見方①Nとは、回答者総数（または該当質問での該当者数）のことです。

②集計は、小数点第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0%前後（99.9%、100.1%等）になる場合があります。

③回答の比率（%）は、該当質問の回答者数を基算として算出しています。したがって、複数回答の場合はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがあります。

①～③は以下同様です。

■「男は仕事、女は家庭」という考え方／全国調査



施策1 身近な問題として、住民の理解と共感の拡大

<町の取組>

項目1 人権啓発・教育の推進

取組の方向	主要事業
人権が尊重されるまちづくりに向けて、啓発活動を一層、進めます。	①研修会、啓発冊子、街頭啓発を通じた啓発活動（住民福祉課・総務課） ②職員に対する人権研修の推進（総務課）

項目2 男女共同参画についての理解の促進

取組の方向	主要事業
多様な立場の住民が、男女共同参画について自らの問題として捉え、理解を深めることができるよう、「男女共同参画都市宣言」や「久御山町第2次男女共同参画プラン」について周知・啓発を進めます。	①広報・ホームページ等による啓発（総務課） ②男女共同参画に関するイベントの開催（総務課）

項目3 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

取組の方向	主要事業
※ 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めるとともに、現行の社会制度や慣行について、男女共同参画社会を実現する視点から考え、見直していけるよう、地域団体や企業等に働きかけていきます。	①広報・ホームページ等における性別に基づく固定観念にとらわれない表現（総務課） ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発（総務課） ③地域団体や企業等に対する現行の社会制度や法律の見直し動向等の情報提供（総務課）

項目4 男女共同参画に関する情報の収集と提供

取組の方向	主要事業
住民が、男女共同参画に対する理解を深められるよう、京都府等と連携し男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。	①国や京都府における男女共同参画に関するアンケート調査結果等の収集と住民への提供（総務課） ②統計や調査を男女共同参画の視点で見直すため、性別集計を基本に把握（関係各課）

項目5 ^{*}メディア・リテラシーの向上

取組の方向	主要事業
メディアから発信される男女共同参画に関する情報について、正しく理解し活用できるよう、関係課や京都府等関係機関と連携して取組を進めます。	①メディア・リテラシーの重要性についての啓発（総務課）

施策2 男性や子どもにとっての男女共同参画の推進

<町の取組>

項目1 男性にとっての男女共同参画の推進

取組の方向	主要事業
男女共同参画は社会全体にとって重要であり、男性にとってもより暮らしやすくなるために重要であることを、幅広く住民、特に男性自身が理解を深められるよう、啓発していきます。	①男性にとっての男女共同参画に関する広報・啓発（総務課） ②男性が参加しやすく、男性の抱える課題等をテーマとした講座等の開催（総務課）

項目2 子どもにとっての男女共同参画の推進

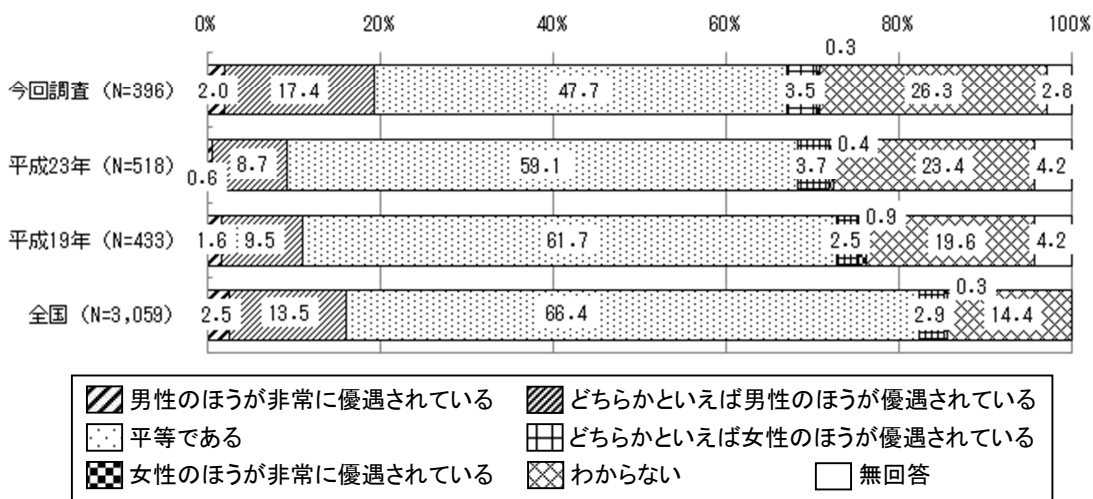
取組の方向	主要事業
次代を担う子どもたちが、小さい頃から男女共同参画について理解を深められるよう、取組を進めます。 また、子どもも家庭の一員として家庭における役割を果たすことの重要性について啓発していきます。	[*] ①家庭の日を活用した啓発（社会教育課・住民福祉課） ②子どもが家庭における役割を果たすことの重要性の啓発（社会教育課）

方向2 教育・学習の充実

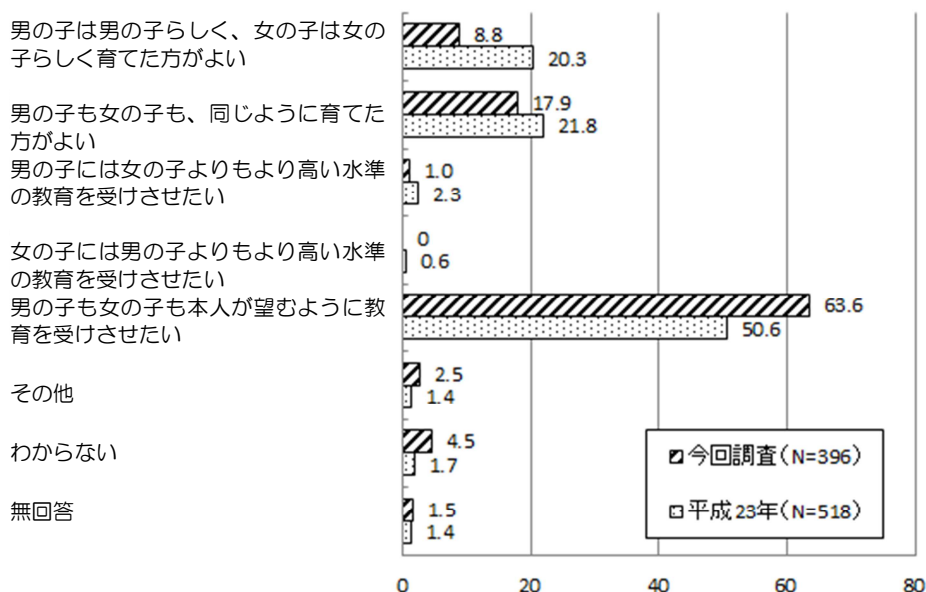
<主な課題>

- ◆学校教育において、子どもの発達段階に応じて早期から、男女共同参画についての理解を促進するための教育に取り組むことが重要です。また、男女がともに個性と能力や意欲に応じた職業選択や人生設計ができるような教育の充実も重要です。
- ◆男の子も女の子も、本人が望むように教育を受けさせたいと考える人は男女ともに最も多くなっています。引き続き、女の子らしさや男の子らしさを固定的に捉え押し付けるのではなく、一人ひとりの個性や自主性が尊重され、その子らしさを見出し伸ばせるような環境づくりが重要です。

■学校教育の場での男女の地位の平等感



■子どもの育て方について



施策3 学校等における男女共同参画教育の推進

<町の取組>

項目1 男女共同参画意識を育む保育・教育の推進

取組の方向	主要事業
子どもたちに、男女共同参画意識が育まれるよう、こども園や小・中学校において、一人ひとりの人権の尊重と男女共同参画の視点に立った保育・教育を進めます。	①人権保育・教育の推進（学校教育課） ②福祉体験学習の推進（学校教育課）

項目2 ^{*}キャリア教育の推進

取組の方向	主要事業
子どもたちが男女を問わず将来に夢と希望を持ち、学ぶことや働くことへの意欲や目的をより確かなものにするため、職場体験学習を充実させ、職業観の育成やキャリア教育を推進します。	①職場体験学習の推進（学校教育課）

項目3 保護者に対する啓発

取組の方向	主要事業
学校等を通じて、保護者における男女共同参画についての理解を深めるため啓発していきます。	①男女共同参画に関するイベント等の案内（総務課）

施策4 男女共同参画を進める多様な学習機会の提供

<町の取組>

項目1 家庭における男女共同参画の支援

取組の方向	主要事業
家庭において、男女共同参画についての理解が深められるよう啓発するとともに、各種講座や教室の開催等による家庭教育の支援を行います。	①男女共同参画セミナーの開催（総務課） ②パパ&ママ教室等各種講座の開催（子育て支援課） ③食育の推進（国保健康課）

項目2 地域や職場における学習の充実

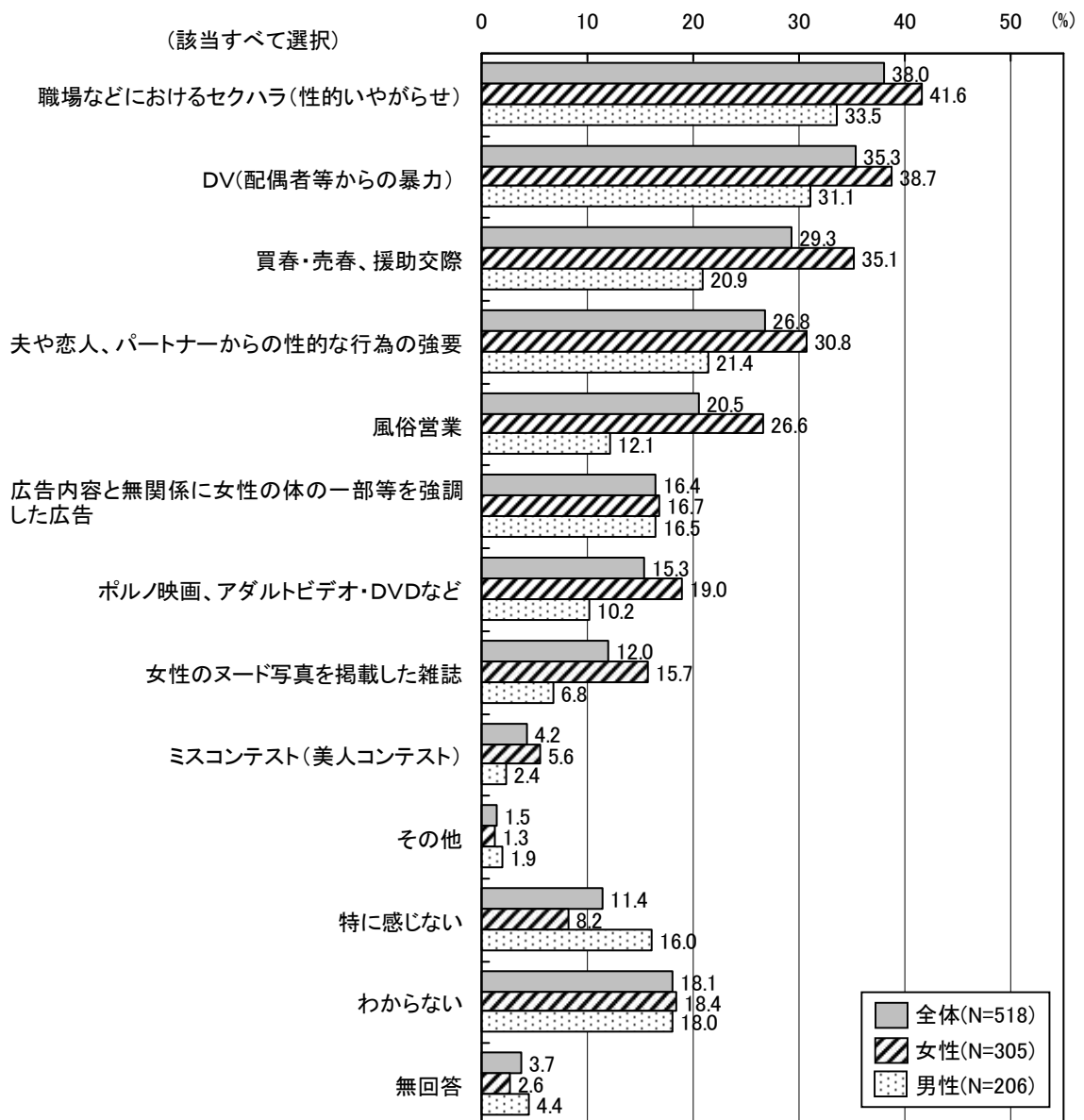
取組の方向	主要事業
あらゆる世代の人が男女共同参画について学べるよう、地域団体や職場等における男女共同参画に関する学習機会の提供を進めます。	①各世代に対応した学習教材の提供（総務課） ②地域団体や職場等に対する出前講座の開催等（総務課・住民福祉課）

方向3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

＜主な課題＞

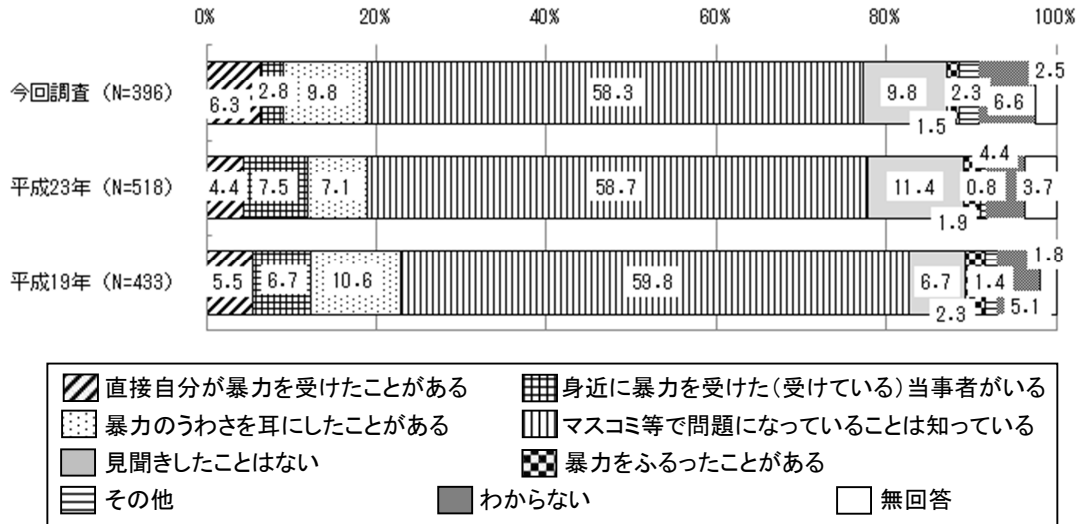
- ◆平成30年に実施した住民意識調査結果では、直接DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）を受けたことがあるとの回答が6.3%あります。また、暴力を受けた後、直接相手に抗議したとの回答が最も高くなった一方で、「何もしなかった・できなかった」「相談窓口が分からなかった」が前回調査よりも増えています。
- ◆同住民意識調査結果では、DVを防ぐために必要なことについて、相談できるところを増やすとの回答が最も多く、相談体制の充実が望まれています。

■女性の人権が尊重されていないと感じること



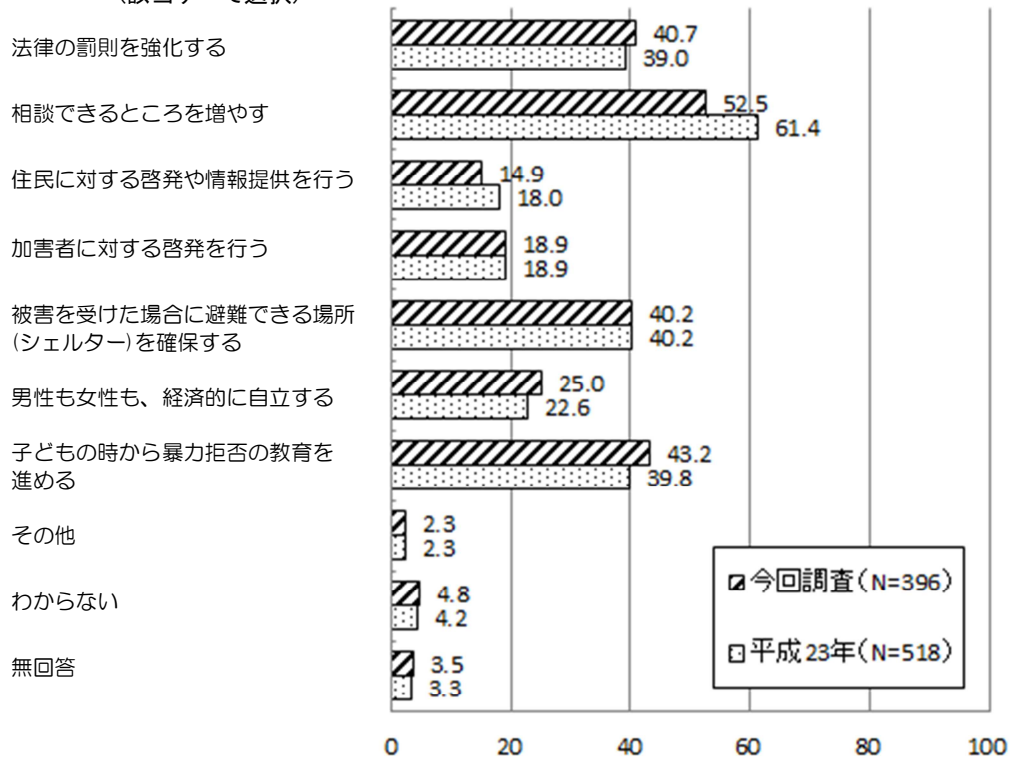
(平成23年度調査)

※
■ DVの経験や見聞きしたこと



■ DVを防ぐために必要なこと

(該当すべて選択)



施策5 暴力を許さない社会づくりの推進

<町の取組>

項目1 ^{*}DV等の防止に向けた啓発



取組の方向	主要事業
DV等について、男女双方の理解を深め、被害者やその周囲の人がDV等に気づくよう、情報提供や意識啓発を行い、住民の意識向上とDV等を許さない環境づくりを目指します。	①広報・ホームページ等による啓発（総務課） ②学校等を通じた青少年に対する啓発（総務課） ③DV等防止啓発に関するセミナーの実施（総務課）

項目2 ^{*}セクハラ等の人権侵害の防止に向けた啓発

取組の方向	主要事業
セクハラやストーカー（つきまとい）等の人権侵害の防止に向けて啓発していきます。また、性・暴力表現への対応を進めます。	①広報・ホームページ等によるセクハラ等の人権侵害防止の啓発（総務課） ②有害なメディア等の販売抑制に関する啓発（社会教育課）

施策6 安心できる相談・支援体制の充実

<町の取組>

項目1 相談窓口の周知・支援体制の充実



取組の方向	主要事業
DV等の被害が潜在化しないよう、DVをはじめ人権侵害等に関する相談窓口の周知を図ります。また、相談にあたっては、個人情報の保護を徹底し、相談者の状況を踏まえた対応に努めます。	①広報・ホームページ・情報紙等による周知（総務課） ②民生児童委員をはじめ地域団体や女性団体等の活動を通じての周知（総務課） ③DV等の被害者支援に対する関係課間の連携（関係各課）

項目2 関係機関や関係課との連携による支援

取組の方向	主要事業
京都府等関係機関や窓口を有する関係課との連携を強化し、DV等の被害者が抱える悩みや暴力に対して適切に対応し、被害者の心身のケアに努めるとともに、DV等の被害者とその家族が抱える問題等に対処します。	①人権相談や女性のための相談の実施（住民福祉課・総務課） ②DV被害者の住民票閲覧制限（住民福祉課） ③二次的被害防止等スムーズな対応を行うため、窓口職員の研修等を充実（総務課） ④ケース会議開催等、関係機関・関係課等との連携の強化（関係各課）

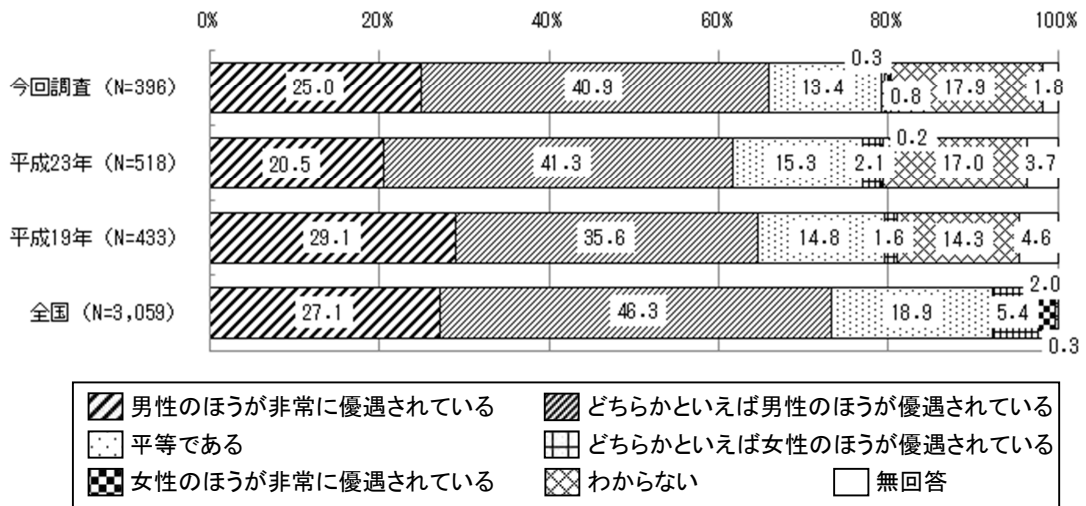
基本目標2 男女共同参画による活力ある社会の実現

方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

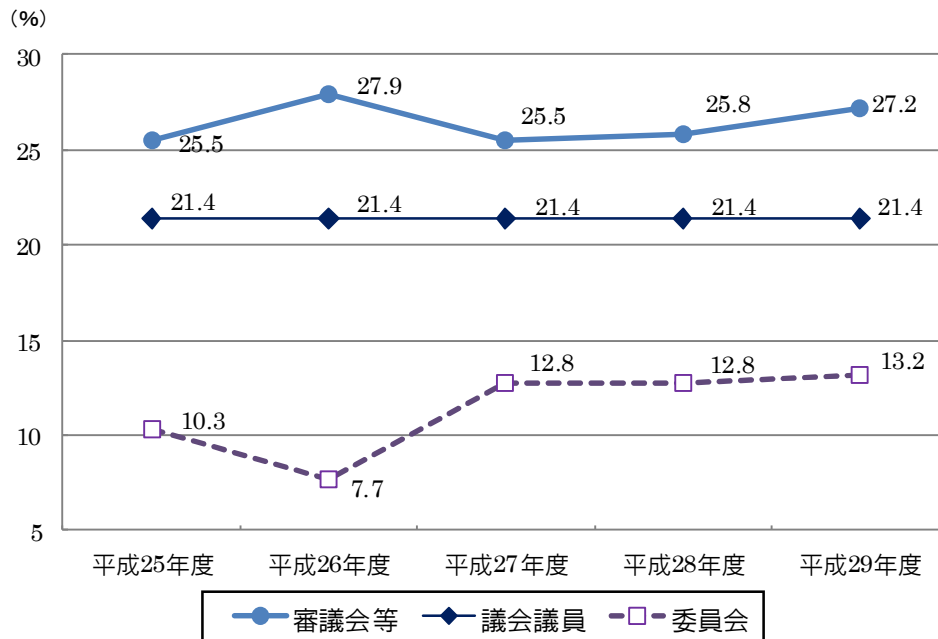
＜主な課題＞

- ◆平成30年に実施した住民意識調査結果では、政治や行政の政策・方針決定の場での男女の地位について、「平等である」との回答は13.4%で、過去の調査と大差なく、依然として平等意識は低くなっています。
- ◆平成29年6月1日現在の審議会等における女性委員の登用率は27.2%で、第2次プラン策定時よりも女性委員の登用は若干進んでいますが、依然として目標には至っていません。
- ◆役場における女性の役付職員（係長級以上）登用数は、平成24年には27人（女性比率27%）でしたが、平成29年には34人（女性比率35.1%）となり、女性の役付職員の登用は進んでいます。女性リーダーの育成や確保については、今後も引き続き、積極的に取り組む必要があります。

■政治や行政の政策・方針決定の場での男女の地位の平等感



■議員、審議会等への女性委員の登用状況



資料：町調べ(各年度6月1日現在)

注) 委員会は、地方自治法第180条の5に基づくもので、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会のこと
審議会等は、市町村防災会議をはじめ平成29年6月1日現在は25会議等

■久御山町における審議会等の女性委員を含む状況

項目 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委員会数	6	6	6	6	6
女性委員を含む委員会数	3	3	4	4	4
審議会等数	26	25	25	24	25
女性委員を含む審議会等数	20	21	22	21	22

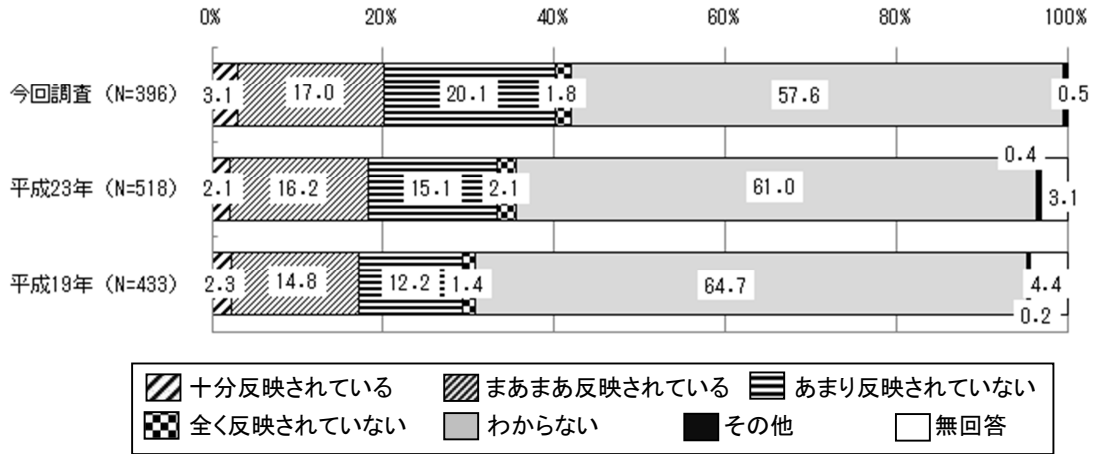
資料：町調べ(各年度6月1日現在)

■女性の役付職員（係長級以上）登用状況

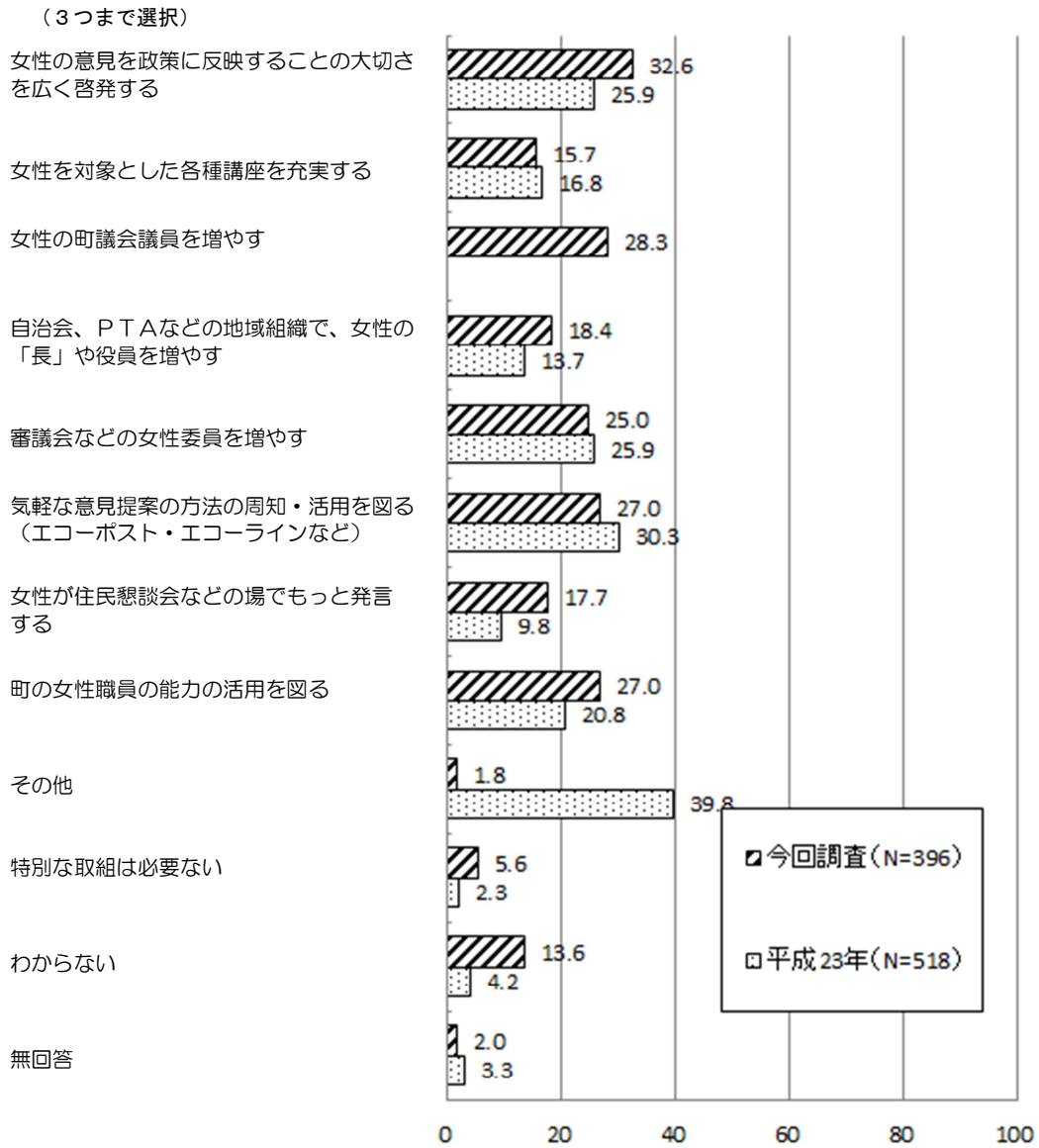
項目 \ 年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全職員数	245	234	232	236	237
役付職員数	110	98	99	98	97
うち女性	32	32	31	32	34
割合	29.1	32.7	31.3	32.7	35.1

資料：町調べ(各年度4月1日現在)

■町の政策への女性意見の反映状況



■町の政策への女性意見反映のために必要なこと



注)「女性の町議会議員を増やす」は、今回調査から追加

施策7 まちづくりへの男女の関わりの推進

<町の取組>

項目1 男女に開かれた町政の推進

取組の方向	主要事業
男女がともにまちづくりに関心をもち、行政と協働でまちづくりを進めることができるよう、開かれた町政を推進します。	①広報・ホームページ等による行政情報や議会活動等の紹介（議会事務局・総務課） ②出前講座の実施（関係各課） ③住民討議会の開催（総務課） ④エコラインの活用（総務課） ⑤町政モニターの活用（総務課） ⑥公募委員の登用の推進（関係各課）

施策8 意思決定の場への女性の参画の拡大

<町の取組>

項目1 各種審議会等への女性の参画の促進

取組の方向	主要事業
町の政策・方針決定や施策立案の場である審議会等への女性委員の参画目標値を設定し、参画の促進を図ります。	①平成34年の審議会等への女性委員の登用率を33%と設定（関係各課）

項目2 男女共同参画の視点に立った職務配置の推進



取組の方向	主要事業
女性職員の管理職への登用を積極的に進めるとともに、女性の職務経験を通じた積極的なキャリア形成の支援、職員研修の充実を図ります。	①平成34年の女性の役付職員（係長級以上）登用率を35%と設定（総務課） ②平成34年の女性の役付職員（課長級以上）登用率を33%と設定（総務課） ③職員研修の実施（総務課）

施策9 女性リーダーの育成・確保

<町の取組>

項目1 女性人材の育成機会の提供

取組の方向	主要事業
女性が男女共同参画に関する理解と知識を深め、地域で男女共同参画を推進していけるよう、また、政策・方針決定の場へ参画していけるよう、京都府等関係機関と連携し、各種講座や研修の機会の充実を図ります。	①各種講座の開催（総務課） ②京都府開催の研修等への参加促進（総務課） ③学習・文化活動、スポーツ活動等の指導者の育成・資質の向上（社会教育課）

項目2 人材や団体の発掘

取組の方向	主要事業
意欲と能力のある女性が社会で活躍できるよう、関係機関等と連携し、男女共同参画を推進する人材や団体の発掘に努めます。	①関係機関との連携による人材の育成・発掘（総務課）

項目3 団体等の活動支援

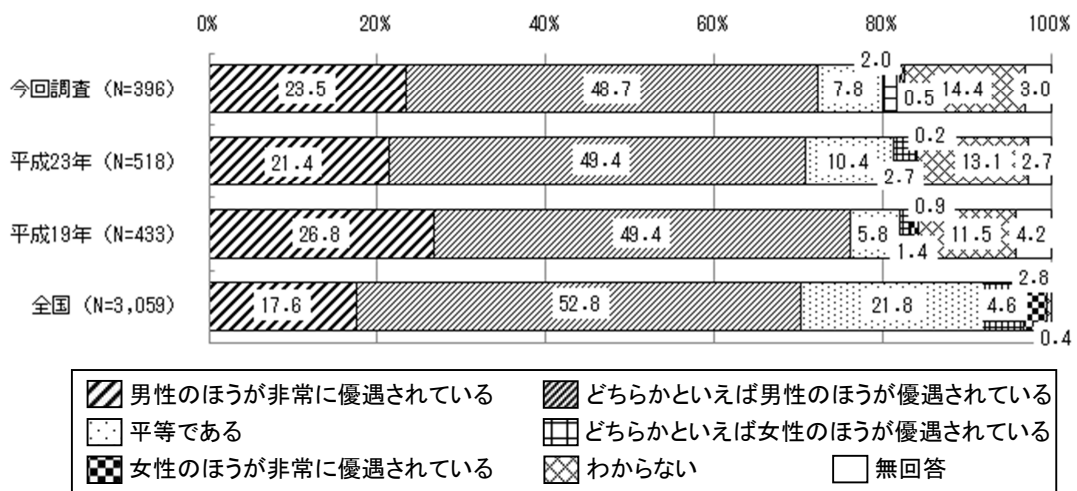
取組の方向	主要事業
男女共同参画の視点に立った活動に取り組む男女の団体の活動を支援します。	①団体へ活動の場を提供する等活動支援（総務課・社会教育課）

方向5 地域における男女共同参画の推進

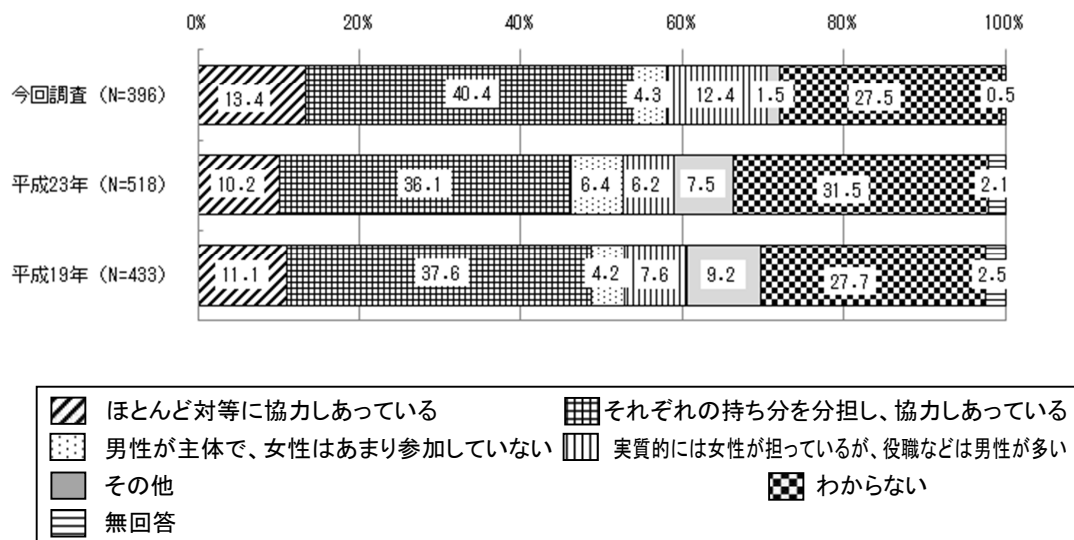
＜主な課題＞

- ◆平成30年に実施した住民意識調査結果では、社会通念・慣習やしきたり等について「どちらかといえば男性の方が優遇されている」との回答がおよそ5割で、依然として平等意識は低くなっています。
- ◆同住民意識調査結果では、地域活動での男女の協力状況について、男性では「ほとんど対等に協力しあっている」「それぞれの持ち分を分担し、協力しあっている」との回答が合せておよそ6割に対し、女性では5割と男性に比べて低い結果となりました。
- ◆防災・防犯活動等さまざまな分野で、男女の多様な視点と能力を活かすため、男女の参画を進める必要があります。

■社会通念・慣習やしきたり等での男女の地位の平等感

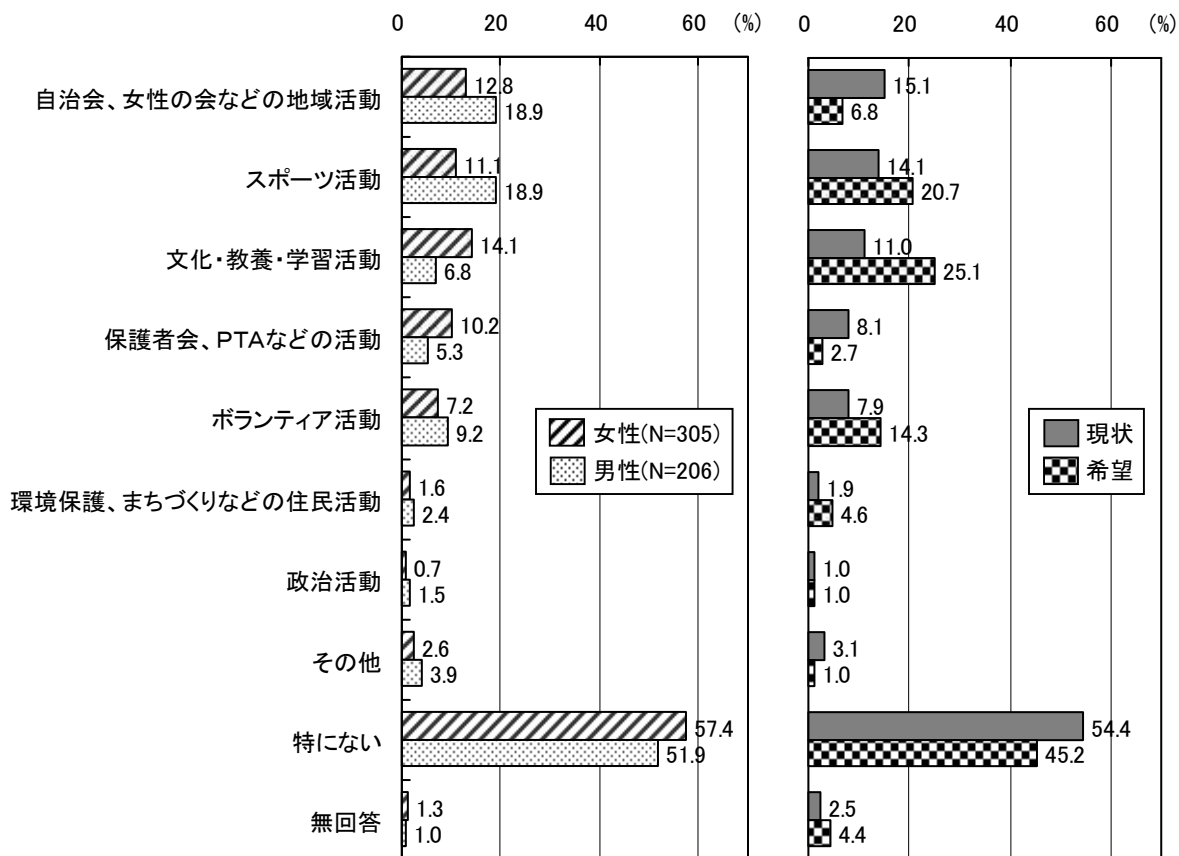


■地域活動での男女の協力状況



■仕事以外の活動への参加状況

■活動の現状と希望



(平成 23 年度調査)

施策10 地域の活動における男女共同参画の推進

<町の取組>

項目1 ボランティア活動の促進

取組の方向	主要事業
男女がともに地域福祉活動に参加できるよう、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動への男女の参画を促進します。	①ボランティア活動への男女の参画促進 (住民福祉課)

項目2 防災活動の促進

取組の方向	主要事業
男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立できるよう、地域における防災訓練や災害時の避難等の防災活動への女性の参加を促進します。	①女性消防団の団員確保 (消防本部) ②防災会議への女性委員の登用 (総務課) ③地域自主防災会への女性の参加促進 (総務課)

項目3 防犯・交通安全等の活動の促進

取組の方向	主要事業
<p>子どもの見守り等の地域における防犯活動をはじめ、交通安全活動等、安全・安心のまちづくりへの男女の参画を促進します。</p>	<p>①子どもの見守り等地域の防犯活動における男女の参画促進（総務課・社会教育課） ②子どもや高齢者等を交通事故から守るための活動への男女の参画促進（都市整備課・社会教育課）</p>

項目4 地域での多様な交流活動の促進

取組の方向	主要事業
<p>地域における文化・スポーツ活動をはじめ、多様な交流活動への男女の参画を促進します。</p>	<p>①学習・文化活動への男女の参画促進（社会教育課） ②スポーツ活動への男女の参画促進（社会教育課） ③サロン活動や世代間交流等地域での活動への男女の参画促進（住民福祉課・子育て支援課）</p>

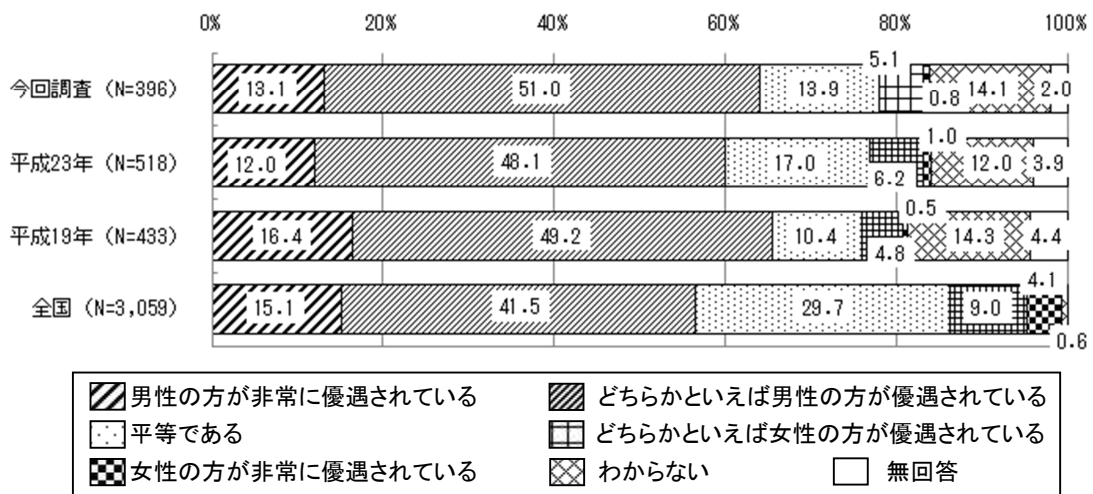
基本目標3 男女の仕事と生活の調和*

方向6 働く場における男女共同参画の推進

<主な課題>

- ◆平成30年に実施した住民意識調査結果では、職場での男女の地位の平等について、「平等である」との回答は2割弱で、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」との回答が合せて6割を超え、依然として平等意識は低く、職場での男女の機会均等がまだ進んでいないことがわかります。
- ◆同住民意識調査結果では、女性の生活設計について「結婚して子どもができて、ずっと就労し続ける方が良い」との回答が32.1%と、前回と比べて10ポイント近く上昇しており、引き続き支援策の充実が必要とされています。
- ◆女性の就業率は、現在もM字カーブを描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなり、M字の底となる年齢も上昇しています。しかし、平成29年の30代後半の子育て期の就業率は、最も低くなっており、子育て期の女性に対する支援が必要といえます。

■職場での男女の地位の平等感



施策11 男女の均等な機会と待遇の確保

<町の取組>

項目1 労働関係法令や制度に関する住民への周知

取組の方向	主要事業
男女雇用機会均等法や労働関係法令・制度の趣旨や内容について、京都府やハローワーク等と連携し、住民に対する周知を進めます。	①広報・ホームページ等を活用した周知（産業課）

項目2 企業等の男女共同参画実践の促進

取組の方向	主要事業
京都府やハローワーク等と連携し、男女格差を解消するための積極的改善措置の実施についての情報提供を進めます。	①京都府等関係機関との連携による事業主への働きかけ（産業課）

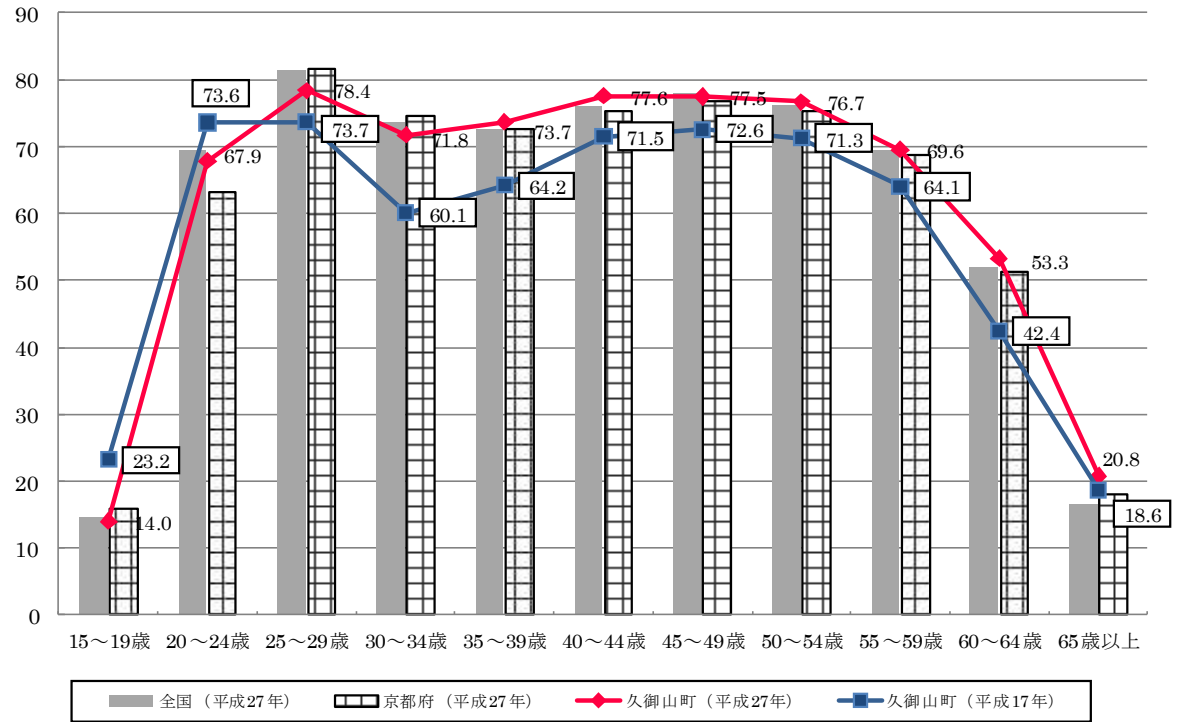
項目3 若年層の非正規雇用に関する問題についての連携

取組の方向	主要事業
若年層の非正規雇用の問題について、京都府等関係機関と連携し、職業的な自立支援のための正規雇用に向けての情報提供を進めます。	①京都府等関係機関との連携による職業的な自立支援のための正規雇用に向けての情報提供（産業課）

項目4 働く女性の妊娠・出産に関わる保護

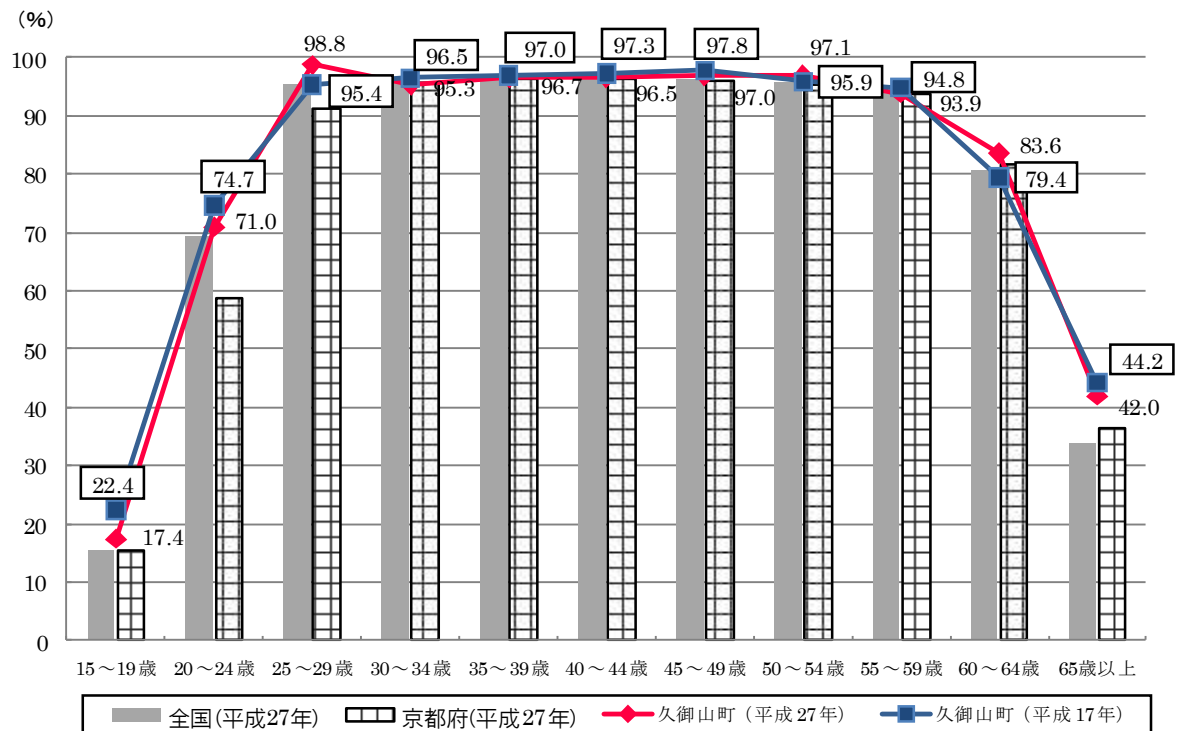
取組の方向	主要事業
母性保護等に関する法律や制度の周知を図り、女性が妊娠及び出産後も安心して働くことができるよう、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、職場環境の整備を促進します。	①育児休業制度等の普及（産業課） ②妊娠時における定期的な健診の受診の啓発（子育て支援課）

■久御山町・京都府・全国の女性の年齢5歳階級別 就業率



資料:国勢調査(各年10月1日)

■久御山町・京都府・全国の男性の年齢5歳階級別 就業率



資料:国勢調査(各年10月1日)

施策12 就労に関する相談や法制度の周知等

<町の取組>

項目1 再就職等に必要な情報の提供

取組の方向	主要事業
京都府やハローワーク等と連携し、再就職や新規就労を希望する女性に対して、労働条件や雇用等に関する情報提供に努めます。	①京都府等関係機関との連携による情報の提供（産業課）

項目2 自営業等でのパートナーシップの確立

取組の方向	主要事業
自営業等において、女性の労働が正しく評価され、男性と対等なパートナーとして活躍できるよう、労働環境の改善、経営能力の向上等を促進します。	①農業における [*] 家族経営協定締結、女性の経営参画についての情報提供（産業課） ②商工業等の自営業における、女性の経営参画のための知識、技術の習得機会についての情報提供（産業課）

施策13 女性の再就職や能力開発のチャレンジ支援

<町の取組>

項目1 事業主等に対する制度利用の働きかけ

取組の方向	主要事業
就業を中断した女性労働者の職業経験や実績の活用促進を図るため、企業等に対して制度利用の働きかけを行います。	①京都府等関係機関の制度（再雇用制度等）についての情報提供（産業課）

項目2 女性の職業能力の開発・向上の促進

取組の方向	主要事業
女性の雇用機会の拡大と職業能力の向上のため、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、必要な情報提供や相談の充実に努めます。	①女性の職業能力の開発や就職相談についての情報提供（産業課）

項目3 就業環境の整備

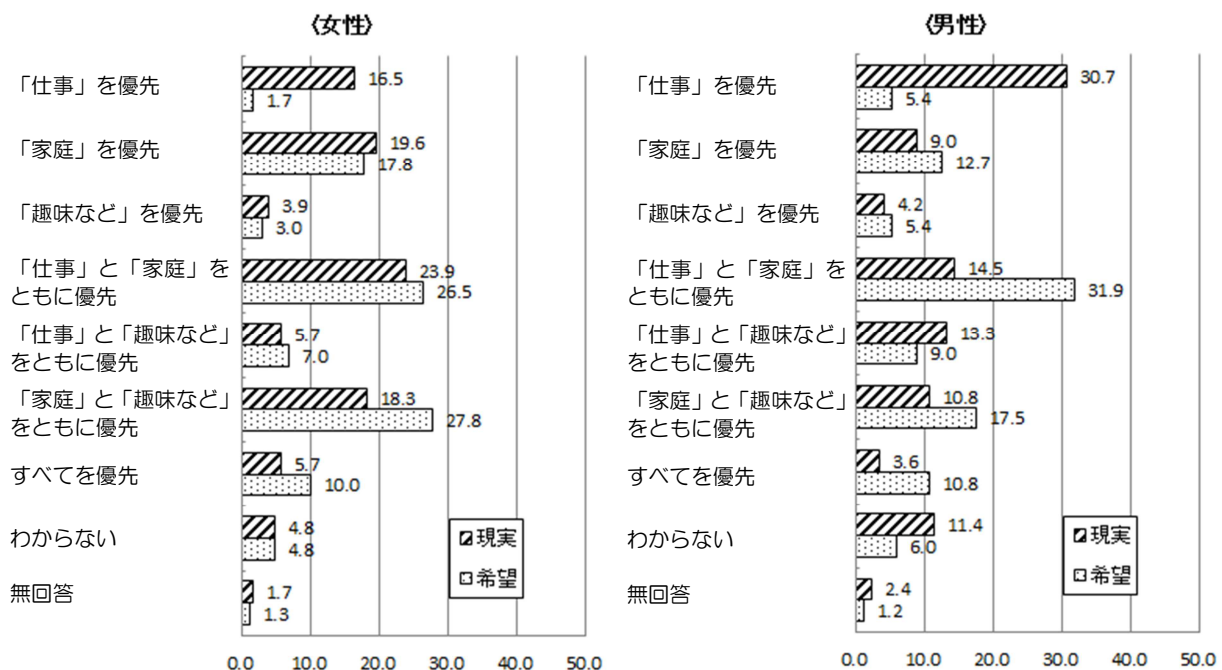
取組の方向	主要事業
多様な働き方を可能とするため、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、労働条件の向上や就業環境の整備を働きかけます。	①事業主等に対する就業環境の整備についての制度等の周知（産業課）

※ 方向7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

＜主な課題＞

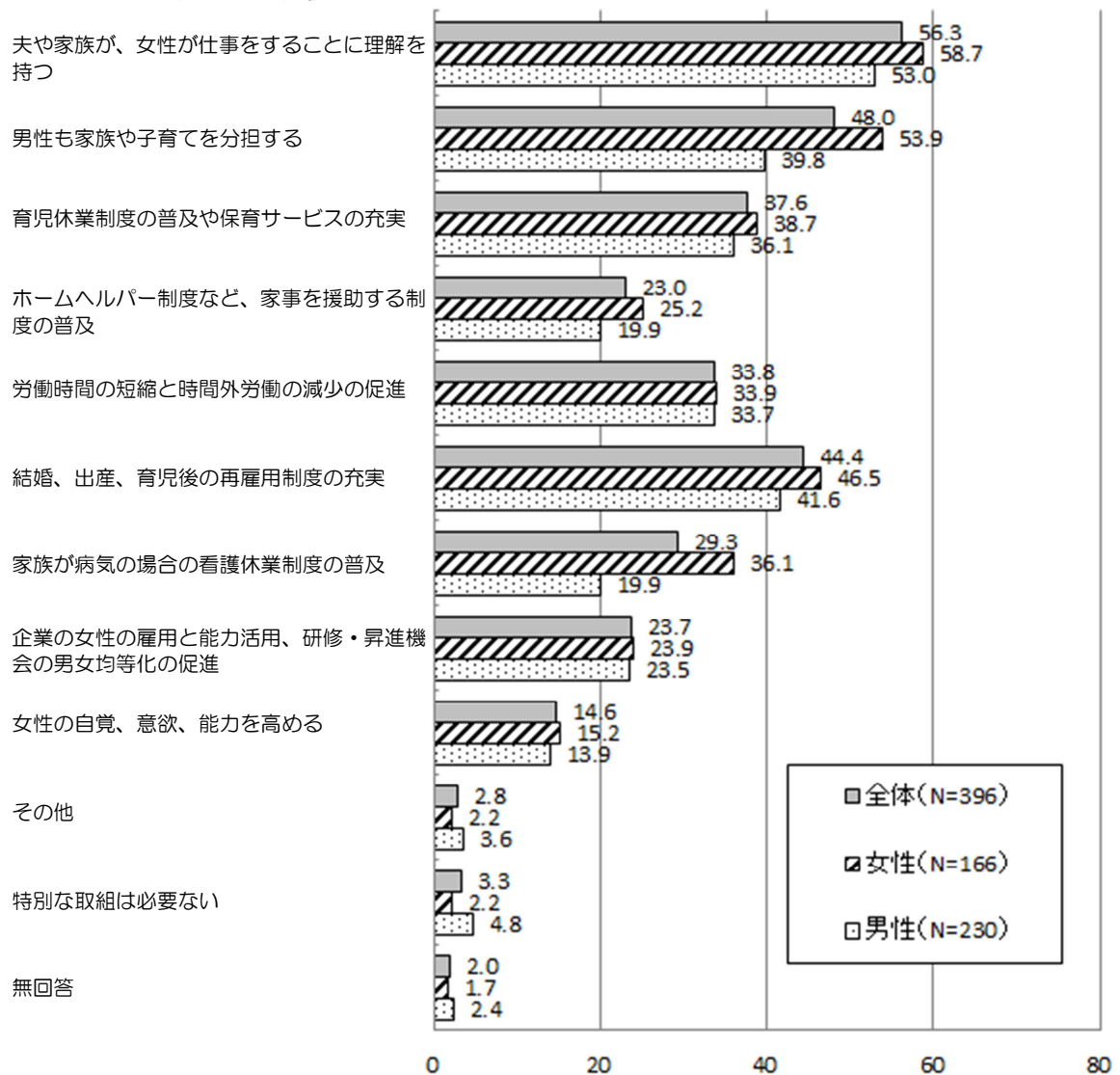
- ◆平成30年に実施した住民意識調査結果では、仕事と家庭生活について、ともに優先したいという回答が男女ともにおよそ3割ですが、現実には仕事優先になっているという回答が最も高く、仕事と家庭生活の調和は実現されていません。
- ◆同住民意識調査結果では、男女の対等な就労促進に必要なことのトップが、「夫や家族が、女性が仕事をすることに理解を持つ」で5割強、次いで「男性も家族や子育てを分担する」が5割弱、「結婚、出産、育児後の再雇用制度の充実」が4割強、「育児休業制度の普及や保育サービスの充実」が3割強等と続いており、男性の家事や子育てへの参加の促進が望まれています。また、企業における育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や保育サービスの充実等も求められています。

■生活の優先



■男女の対等な就労促進に必要なこと

(該当すべて選択)



※ 施策14 仕事と生活の調和についての考え方の普及

<町の取組>

項目1 仕事と生活の調和の考え方の普及



取組の方向	主要事業
<p>男女がともにゆとりをもって仕事と生活をするにより、多様な生き方が選択できるよう、仕事と生活の調和についての考え方を住民に周知します。</p> <p>また、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、住民に対し育児休業・介護休業制度の周知を図るとともに、特に男性労働者が取得しやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>①仕事と生活の調和の考え方の周知や育児休業・介護休業制度の周知と普及啓発（総務課・住民福祉課・産業課）</p> <p>②平成34年の町内におけるワークライフバランス推進宣言企業数を50社と設定（総務課・産業課）</p> <p>③職員研修の推進（総務課）</p>

項目2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の促進

取組の方向	主要事業
<p>従業員101人以上の企業に策定が義務付けられている次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定について、啓発を行います。</p>	<p>①「一般事業主行動計画」策定の啓発（産業課）</p> <p>②「一般事業主行動計画」の策定状況について住民への周知（住民福祉課）</p>

※ 「一般事業主行動計画」策定の届出及び認定状況

平成30年9月末現在、全国では81,368社が「一般事業主行動計画」の策定届を提出し、そのうち、「子育てサポート企業（くるみんマーク取得企業）」に認定されたのは2,986社となっています。平成23年4月から労働者数101人以上の企業に策定等が義務づけられています。なお、101人以上の企業の届出率は98.2%となっています。なお、京都府では1,567社の届出があり、55社が認定企業となっています。（京都府届出率99.9%）

資料：厚生労働省次世代育成支援対策取組状況から

施策15 仕事と子育てや介護との両立支援

<町の取組>

項目1 育児・介護休業制度の普及と利用促進

取組の方向	主要事業
<p>労働者が育児休業や介護休業を取得することの理解や協力を得るため、京都府やハローワーク等関係機関と連携し、住民及び事業主等に対し啓発します。</p> <p>また、事業主に対し、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女の共同責任についての認識と理解、育児休業や介護休業制度の男性利用の促進を働きかけます。</p>	<p>①改正育児休業・介護休業法の周知（住民福祉課）</p> <p>②事業主等に対し、育児休業・介護休業に関する京都府等関係機関の制度（両立支援助成金制度等）の情報提供（産業課）</p> <p>③男性職員の育児休業取得率を10%と設定（総務課）</p>

項目2 保育サービスの実施や介護・障害福祉サービスの利用促進

取組の方向	主要事業
<p>働く親の仕事と子育てとの両立を支援するため、保育サービスを実施します。</p> <p>また、仕事と高齢者等の介護が両立できるよう、介護・障害福祉サービスについて、さらなる情報提供等を行うことにより、利用促進を図ります。</p>	<p>①こども園における一時保育、病児保育の実施（子育て支援課）</p> <p>②こども園における延長保育、障害児保育（学校教育課）</p> <p>③学童保育（仲よし学級）の実施（社会教育課）</p> <p>④介護・障害福祉サービス利用の相談・支援（住民福祉課）</p>

※両立支援等助成金制度（厚生労働省）

従業員の職業生活と家庭生活の両立や女性の活躍推進に取り組む事業主を応援する制度。

- ①出生時両立支援コース
- ②介護離職防止支援コース
- ③育児休業等支援コース
- ④再雇用者評価処遇コース
- ⑤女性活躍加速化コース

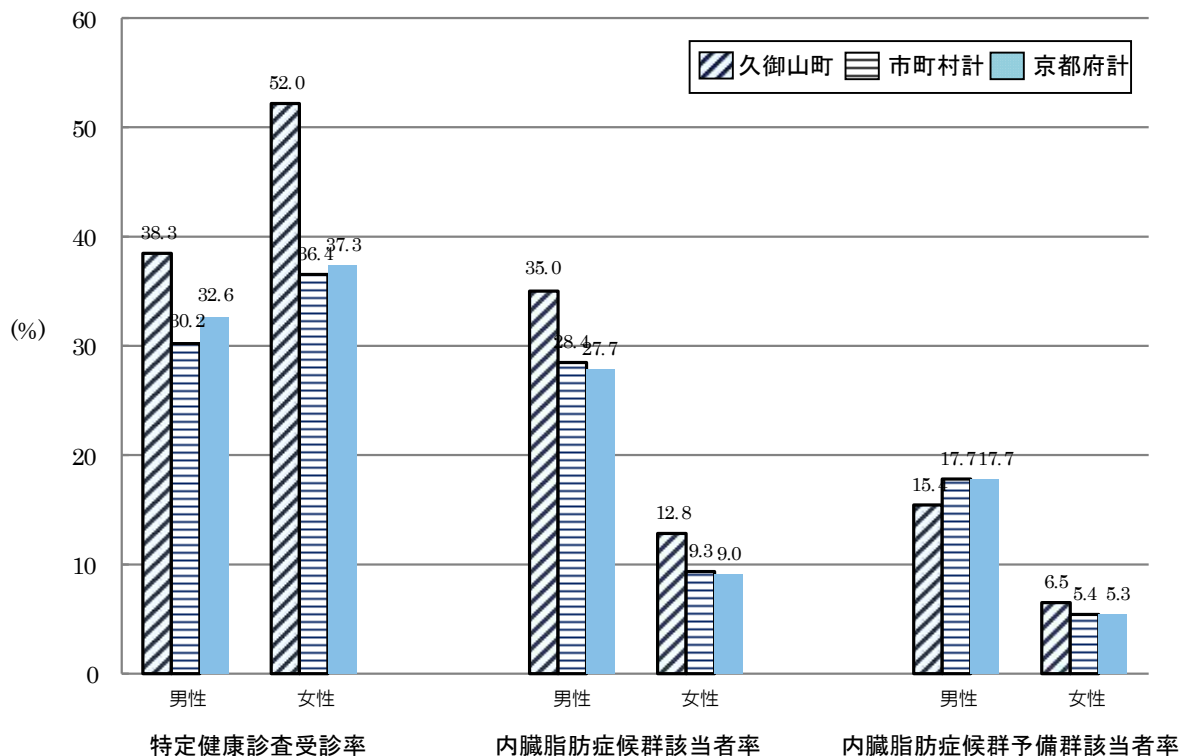
基本目標4 男女の健康と安心できる暮らしの支援

方向8 生涯を通じた男女の健康支援

＜主な課題＞

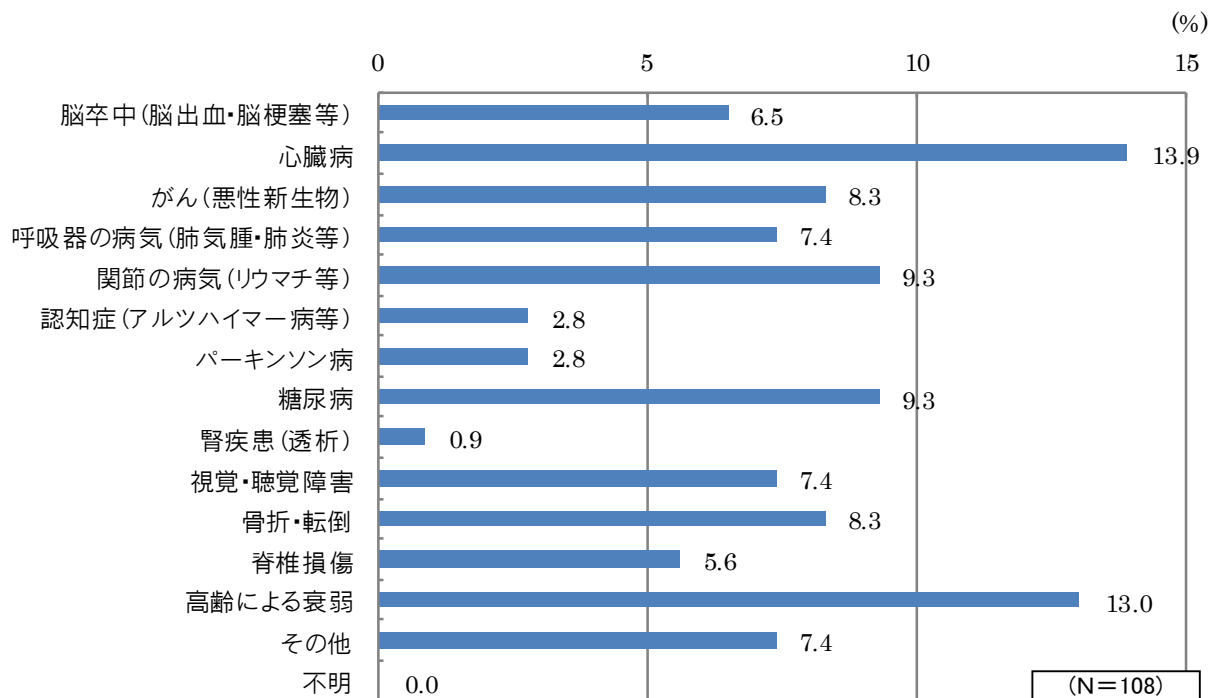
- ◆女性[※]は、出産の有無に関わらず、思春期、妊娠・出産期[※]・更年期[※]、高齢期等[※]、ライフステージにおける健康上の特徴があり、それぞれの時期に対応した保健・医療等の推進が必要となります。
- ◆住民一人ひとりが生涯にわたって健康な生活を送るためには、男女の生活スタイルやライフステージに対応した保健・医療等の推進が必要です。
- ◆高齢化の進行に伴い、高齢者の健康問題が重要な課題となっています。高齢者が要介護状態等にならないように、健康維持と介護予防に努めることが重要です。
- ◆男性[※]についても、生活習慣病[※]やこころの健康が問題となっています。

※
■特定健康診査受診率、内臓脂肪症候群該当者率・予備群該当者率（平成29年度）



資料：平成29年度特定健康診査・特定保健指導実施結果集計[※]

■介護・介助が必要になった主な原因



資料:久御山町高齢者実態調査(平成29年1月31日～平成29年2月13日)

施策16 女性の心身の健康確保に関する啓発・教育の推進

<町の取組>

項目1 ^{*}リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念の普及

取組の方向	主要事業
女性の健康の自己決定権を保障するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの正しい概念の普及・定着を進めます。	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関して、広報・ホームページ等による啓発(総務課)

項目2 妊娠・出産等に関する健康支援

取組の方向	主要事業
安全・安心に妊娠・出産ができるよう、相談等により支援します。	①早期の妊娠届出の勧奨(子育て支援課) ②妊産婦支援事業(子育て支援課)

項目3 生涯を通じた女性の健康保持・増進

取組の方向	主要事業
女性が生涯を通じて心身の健康を保持し、増進することができるよう、青年期のやせ過ぎ、骨粗しょう症、更年期問題等人生各期で特に注意が必要なことの啓発を進めます。	①人生各期で注意が必要な健康問題等の情報提供(国保健康課)

※

施策 17 ライフステージに応じた健康対策の推進

<町の取組>

項目1 分野別健康課題の啓発

取組の方向	主要事業
ライフステージに対応した分野別の健康課題（がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、生活習慣、 [※] 次世代の健康、 [※] 歯・口腔の健康、 [※] 高齢者の健康、 [※] こころの健康（休養）、食育）についての啓発を進めます。	①第2次健康くみやま21・久御山町食育推進計画の推進（国保健康課）

項目2 健康教育・健康相談の実施

取組の方向	主要事業
[※] 生活習慣病の予防、介護予防等、ライフステージに対応した健康課題の解決に向けて、学習機会や健康相談の場を提供します。	①健康教育の推進（国保健康課） ②出前講座、特定保健指導、各種健診を利用した健康相談（国保健康課） ③介護予防教室（住民福祉課）

項目3 各種健康診査、がん検診の推進

取組の方向	主要事業
受診率向上に向けて、各種健康診査及びがん検診の受診勧奨と、受診しやすい体制づくりを進めるとともに、健（検）診結果の活用を促進します。	①乳幼児健診（子育て支援課） ②学校における健診（学校教育課） ③ [※] 特定健康診査、特定保健指導（国保健康課） ④成人歯科健診、後期高齢者歯科健診（国保健康課） ⑤各種がん検診（国保健康課） ⑥その他検診（国保健康課）

項目4 健康づくりを意識した運動習慣の促進

取組の方向	主要事業
生涯を通じ、健康づくりを意識して運動を習慣づけられるよう、気軽に取り組める運動の普及とともに、年代や体力に応じた生涯スポーツを促進します。	①ウォーキングや体操等、身近な地域で気軽に取り組める運動の普及、指導者の育成（社会教育課） ②世代を超えて取り組めるスポーツの普及（社会教育課・国保健康課）

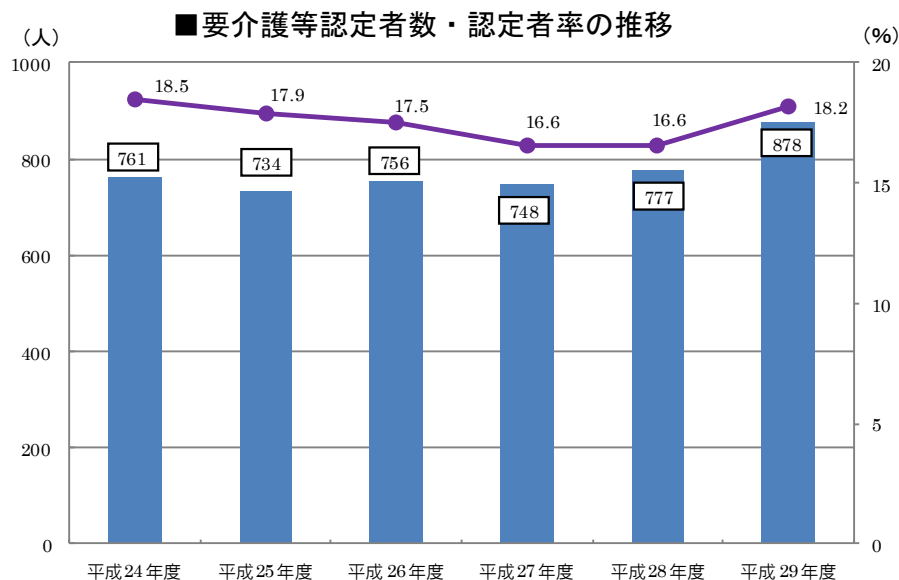
項目5 生涯を通じた男性の健康保持・増進

取組の方向	主要事業
男性が生涯を通じて心身の健康を保持し、増進することができるよう、壮年期の肥満や更年期問題等、人生各期で特に注意が必要なことの啓発を進めます。	①人生各期で注意が必要な健康問題等の情報提供（国保健康課）

方向9 子育てや介護の支援

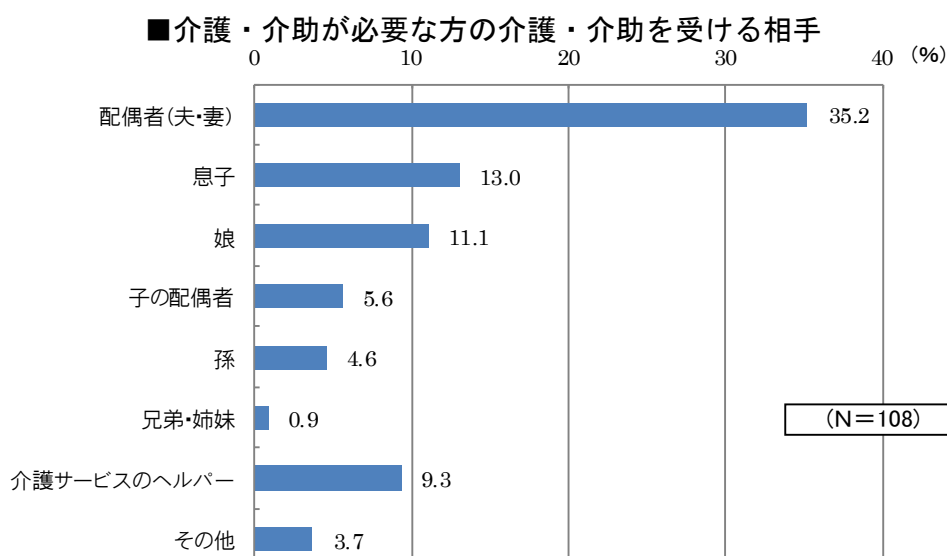
＜主な課題＞

- ◆核家族化の進行や近隣とのつながりが希薄になっている中で、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することがないように、社会全体で子どもの育ちや保護者を見守り、支援することが求められています。
- ◆高齢化の進行とともに、要介護等認定者が増加し、認知症高齢者への対応や老老介護の問題への対応が必要であり、介護問題は男性にとっても重要な課題です。
- ◆平成30年に実施した住民意識調査結果では、男女共同参画社会づくりの重点施策として、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の介護施設・サービスの充実」がおおよそ5割となり、トップに挙げられています。



資料：介護保険事業状況報告（各年度末現在）

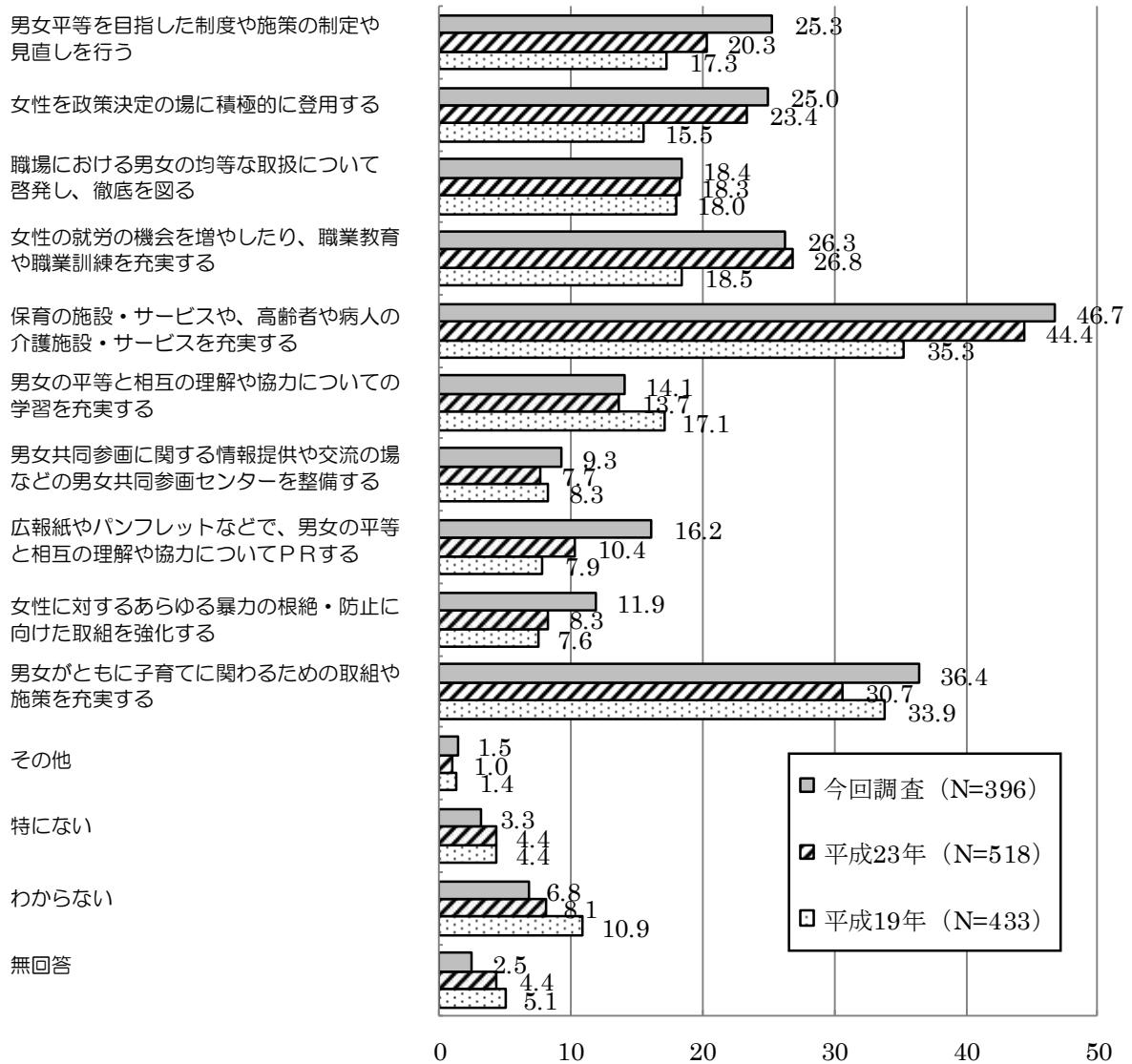
■ 要介護等認定者数 ● 認定者率



資料：久御山町高齢者実態調査（平成29年1月31日～平成29年2月13日）

■ 男女共同参画社会づくりの重点施策

(3つまで選択)



施策18 子育てサービスや介護等サービスの実施

<町の取組>

項目1 地域における多様な子育て交流の促進

取組の方向	主要事業
<p>子育て中の保護者が、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立することがないよう、保護者同士の交流や情報交換等、多様な交流機会の提供を図ります。</p>	<p>①子育てサークルの育成・支援、ネットワーク化（子育て支援課） ②父親同士の交流の促進（子育て支援課・社会教育課） ③地域における子育てサロンの開催促進（子育て支援課） ④まなび塾（京のまなび教室）の活動促進（社会教育課）</p>

項目2 子育て支援の充実



取組の方向	主要事業
<p>地域での子育て支援として、地域で活動する団体や組織の連携の促進を図るとともに、地域に開かれたこども園運営や子育てボランティアの育成等を図ります。</p>	<p>①こども園での預かり保育の実施（子育て支援課） ②[*]ファミリーサポートの活用（子育て支援課） ③各種子育て活動の促進（子育て支援課） ④子育て支援センターの活用（子育て支援課）</p>

項目3 介護サービスの充実



取組の方向	主要事業
<p>介護保険制度に関する情報提供を推進するとともに、関係機関と連携を図り、地域住民が可能な限り、住み慣れた地域で必要な介護サービスを継続的・一体的に受けることのできる体制づくりや介護サービスの質の向上を図ります。</p>	<p>①介護保険制度の周知（住民福祉課） ②介護サービスの利用支援（住民福祉課） ③介護サービス利用者や家族に対する支援について、関係機関との連携（住民福祉課）</p>

施策19 介護等への男女共同参画

<町の取組>

項目1 介護等への男女共同参画についての啓発

取組の方向	主要事業
介護や介助等の負担が一人に集中することがないように、介護サービスの効果的な利用とともに、家庭の実情に合った分担等の必要性について啓発します。 また、男性の介護や家事等への参加について啓発します。	①介護等への男性の参加や家族みんなが担うことの必要性について啓発（住民福祉課）

項目2 男性に対する介護教室等の開催

取組の方向	主要事業
男性の家事や子育て、介護等、家庭生活への参加促進を支援するため、知識や技術を身につけられるよう、学習機会の提供を図ります。	①料理教室の開催（国保健康課・総務課・社会教育課） ②介護教室の開催（住民福祉課） ③家族介護者の交流（住民福祉課）

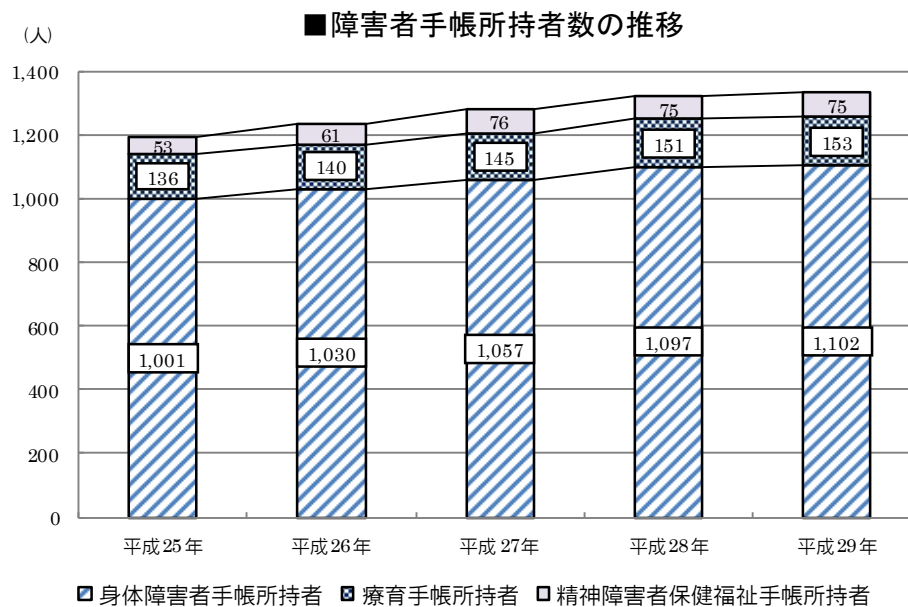
項目3 認知症に対する理解の促進

取組の方向	主要事業
男女に関わりなく誰もが認知症になっても、住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、認知症に関する啓発を進めます。	①認知症に関する広報や予防教室、講習会の開催（住民福祉課） ②認知症サポーターの養成やキャラバンメイトの派遣（住民福祉課）

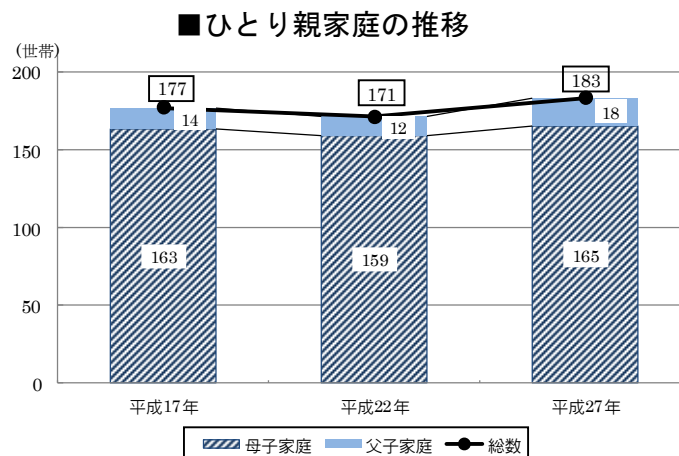
方向10 生活上の困難に直面する男女への支援

＜主な課題＞

- ◆全国的に貧困に陥る層が増加し、特に女性は、出産や育児等による就業の中断や非正規雇用が多いこと等を背景に、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあります
- ◆障害のある人を手帳別で見ると、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者数は、年度により若干増減があるものの、合計数は年々増加しています。
- ◆国勢調査によるひとり親家庭は、この10年間同水準で推移しており、22年は若干減少しています。そのうち、母子家庭が9割を超え、経済的な自立支援が求められています。
- ◆生活保護の被保護人員数は、平成28年度以降若干減少傾向にあるものの、依然として経済的な自立支援が必要です。

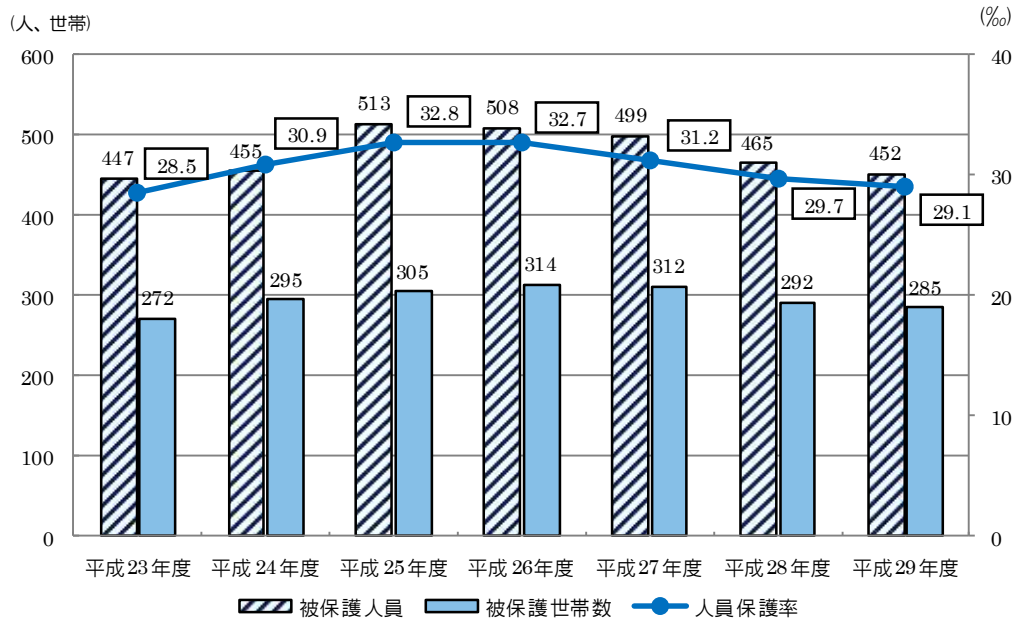


資料：住民福祉課（各年4月1日現在）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■生活保護の被保護世帯数・被保護人員・人員保護率の推移



資料:住民福祉課(各年度末現在)

施策20 困難な状況にある人への支援

<町の取組>

項目1 就業による生活の自立支援

取組の方向	主要事業
関係課や京都府・関係機関等との連携により、ひとり親家庭の親や生活保護受給者等の生活・就労に関する相談や情報提供を進めます。	①関係課や京都府・関係機関等との連携による、ひとり親家庭の親や生活保護受給者等の生活困窮者の自立支援のため、くらしとしごとの相談を実施(住民福祉課)

項目2 高齢者や障害のある人の自立した生活への支援

取組の方向	主要事業
介護や介助、支援を必要とする高齢者や障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、関係機関やサービス事業者等と連携し支援します。	①介護サービスの推進(住民福祉課) ②障害福祉サービスの推進(住民福祉課)

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

① 庁内推進体制

男女共同参画の施策を総合的かつ効果的に進めるため、引き続き、庁内推進本部会議を開催し、毎年度計画の進捗状況を点検します。

また、随時、関係課による関連施策・事業についての調整等を行います。

② 住民参画による推進体制

住民参画により計画を進めるため、引き続き、「久御山町男女共同参画推進懇話会」を開催し、毎年度計画の進捗状況の評価や関連施策・イベント等の検討を行います。

③ 関係機関・団体等との協力・連携

本計画を効果的に進めるため、国・京都府・近隣市町の行政機関をはじめ、各種団体、企業、関係機関等との協力・連携体制を強化します。

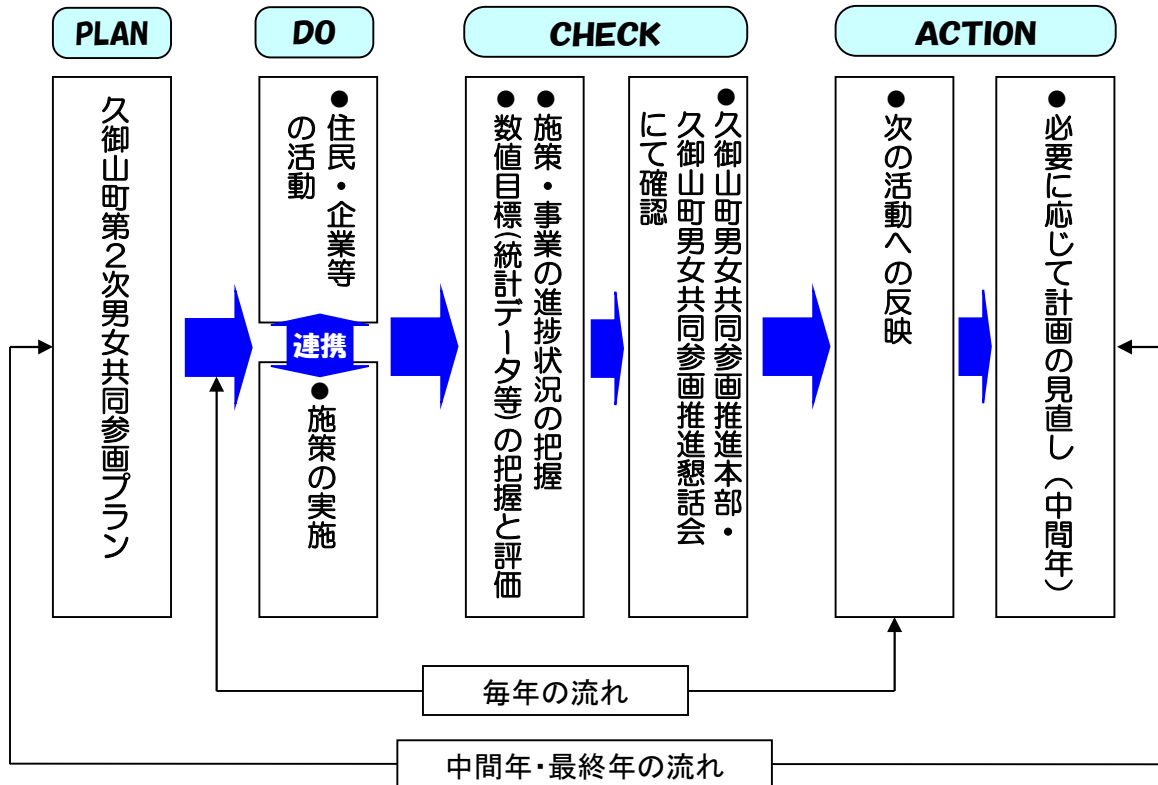
④ 計画の周知徹底

住民が本計画の基本理念をはじめ、めざすべき久御山町の男女共同参画社会の姿、取組の方向等を十分理解し、性や年齢を超えて、住民がともに家庭や学校、地域、職場等さまざまな場において男女共同参画を進めることができるよう、本計画及び男女共同参画都市宣言の周知を進めます。

2 計画の進行管理

毎年度の計画の点検については、第5章の計画の数値目標の中で、審議会等への女性委員の登用率等、毎年度点検可能な数値について把握するとともに、計画の体系に基づき、基本目標・方向・施策毎の取組状況について、関係課に対する事業調査シートにより把握します。

■計画の進行管理の仕組み



第5章 計画の数値目標

数値目標は、本計画推進のため、住民、企業等とともに達成に向けて取り組む努力目標として設定し、取組の効果を検証できるように設定します。

基本目標	評価項目	策定時 (H23)	中間年 (H29)	目標値 (H34)	備考
1 男女の人権の確立					
	①男女共同参画に関するイベント・研修参加者数	220 人	405 人	450 人	
	②「男は仕事、女は家庭」という考えを持っている人の割合	35.9%	32.1%	25.0%	
	③DV相談窓口の認知割合	—	—	75.0%	
2 男女共同参画による活力ある社会の実現					
	①審議会等への女性委員の登用率	24.0%	25.5%	33.0%	
	②役場での女性の役付職員(係長級以上)登用率	27.0%	35.1%	35.0%	
	③役場での女性の役付職員(課長級以上)登用率	—	30.8%	33.0%	
3 男女の仕事と生活の調和					
	①役場での男性の育児休業取得者数	0%	0%	13.0%	
	②町内におけるワークライフバランス推進宣言企業数	—	32 社	50 社	
4 男女の健康と安心できる暮らしの支援					
	①三大疾病(がん・脳卒中・心筋梗塞)の死亡率	65.1%	56.3%(※1)	第2次健康くみやま 21による	
	②子宮頸がん検診の受診率	17.7%	9.4%(※2)	第2次健康くみやま 21による	
	③乳がん検診の受診率	20.3%	13.7%(※2)	第2次健康くみやま 21による	

※1：平成 28 年度における死亡率

※2：がん検診受診率の算出については、策定時(H23)の対象者は、国勢調査に基づき、職域等で受診機会のある人(第2・3次産業就業者)を除いた数値を用いていたが、平成28年度以降の対象者は、各年度の対象年齢全人口(職域等で受診機会のある人も含める)を用いて算出している。

用語の説明

ここでは、本編で記載している用語とともに、男女共同参画関連の主要な用語について説明しています。

あ行

【エコーライン】

久御山町が実施している、町政に対する意見や要望などを住民から寄せていただく手段のひとつで、年に数回、広報誌に意見用紙・封筒を切り取る様式（切手不要）で掲載している。

【M字カーブ】

わが国の女性の年齢階級別就業率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性就業者人口）や労働力率（15歳以上の女性人口に占める15歳以上の女性労働力人口）は、一般的に出産前の20歳代と子育てが一段落する40歳代に高くなり、子育て期間中の30歳代（特に30歳代前半）が低くなる。この年齢による就業率（あるいは労働力率）のカーブが丁度山が2つあるアルファベットのM字に似ていることから、女性の年齢階級別就業率（あるいは労働力率）を表したものをいう。欧米諸国では、子育て期の谷間のない逆U字型をしている。

【エンパワーメント】

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つことをいう。社会の対等な構成員として、判断力や企画力、表現力、経済力、技術力、決定力、行動力など多様な能力を身につけ、自らの生き方を選択し、あらゆる意思決定過程に参画し、自己実現を図り、自立や自己決定・自己責任など自らと社会を変革することを含む幅広い概念である。

か行

【家庭の日】

公益社団法人 京都府青少年育成協会では、青少年の健やかな成長にとって家庭の役割の大切さを再認識するため、毎月第4土曜日を「家庭の日」と定め、「明るい家庭づくり」運動に取り組んでいる。

【家族経営協定】

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要である。家族経営協定は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものである。

【キャリア教育】

子どもたちが生きる力を身につけ、それぞれが直面するさまざまな課題に対応し、社会人として自立できるようにするための教育活動のことをいう。

【更年期、更年期問題】

更年期とは加齢に由来する性ホルモンの減少が進行しホルモンの欠乏状態に至る時期であり、更年期障害は性ホルモンの欠乏によって種々の症状が出現することをいう。つまり、この時期以降は生殖能力の低下もしくは廃絶に至る事を意味している。今までは更年期といえば女性の問題であり、閉経つまり生殖能力の廃絶として考えられてきた。女性に比較し男性は死ぬまで精子を作ることができる、70歳を超えても生殖能力はあるのだから男性には更年期などは無い、と安易に考えられてきた。しかし、近年女性と同様に、男性にも男性ホルモンの減少により生殖能力が低下し、さらにホルモンの欠乏に由来する種々の症状が出現する更年期障害が存在していることが理解されるようになった。この事を女性の更年期と区別して男性更年期と呼ぶ。

【こころの健康】

こころの健康は、いきいきと自分らしく生きるための重要な条件であり、具体的には、自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）などが含まれる。これらは生活の質に大きく関係し、こころの健康を維持するためには、日常の食生活や身体活動など、身体的健康を維持するために必要な生活習慣が基本となるほか、ストレスの管理や十分な睡眠なども欠かせない。

【固定的な性別役割分担意識】

男である、女であるという性別を理由として、「男は仕事、女は家庭」「男は主、女は従」というように役割を固定する考え方や意識のこと。性別によって役割を固定する意識は、結果的に男女格差を生み、男女の対等な社会参画を困難にする要因となっている。

さ行

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。この実現は、働き方の見直し等により、多様な選択が可能な社会をつくり、働く者一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることである。これは少子化対策や労働市場改革にとどまらず、人々の生き方、ひいては社会のあり方に関わる重要な課題である。

【ジェンダー】

セックス（sex）が生物学上の性差であるのに対して、社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような性差をジェンダー（社会的性別）という。なお、平成17年12月に閣議決定された「（第2次）男女共同参画基本計画」では、その定義について「誤解の解消に努め、また、恣意的（しいてき）運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」とされている。

また、「ジェンダーの視点」というような使われ方をすることがあるが、ジェンダーが性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

【食育】

子どもの心と身体の健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活をめざすとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、「その選択を手助け」することを目的に行う。

【ストーカー（つきまとい）】

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、相手もまた自分に愛情や関心を抱いている、あるいは抱くようになるはずだと病的に思い込み、執拗に相手をつけ回し迷惑や攻撃や被害を与える行為をすることをいう。

【生活習慣病】

食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気のこと（高血圧、糖尿病、がん、脳血管疾患、心疾患等）で、従来は加齢に着目して行政用語として用いられてきた「成人病」を、生活習慣という要素に着目して捉え直し、「生活習慣病」という呼称を用いるようになったものである。成人病対策が二次予防といわれる早期発見・早期治療を重視したのに対して、生活習慣病対策は若年からの生活習慣改善のための動機づけや自発的な取組の一次予防を重視したものになっている。

【セクハラ（セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ）】

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景にして行われる性的いやがらせのことで、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものが含まれる。職場では、相手の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。

【積極的改善措置（いわゆるポジティブ・アクション）】

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供する措置のことをいう。

た行

【DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの暴力）、デートDV】

一般的には、夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった男女間において、男性から女性への暴力という意味で使われている。単に殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、威嚇や無視、行動の制限などの心理的な苦痛を与えることの精神的暴力、望まない性的な行為の強要などの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的に圧迫する行為も含まれる。このうち、未婚の交際相手に対するDVをデートDVという。

【特定健康診査】

厚生労働省により、平成20年4月から実施が義務づけられた内臓脂肪型肥満に着目した健康診査のことで、40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員が対象となる。糖尿病や脳卒中、心筋梗塞などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする人を、的確に抽出するために行う。

【特定保健指導】

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の診断基準に沿って複数のリスクをもつ受診者に対しては、医師、保健師、管理栄養士などによる特定保健指導が行われる。病気の人を拾い上げるのではなく、これから病気になりそうな人を抽出して医療関係者が早期に介入することが主眼となっている。特定保健指導の内容は、受診者の状態に応じて、対面や電話、電子メールによる動機づけ支援（原則1回の指導）、積極的支援（3か月から6か月の継続的な指導）となっている。

な行

【認知症サポーター、キャラバンメイト】

認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、日常生活の中で支援する人のことで、キャラバンメイトは、認知症サポーターを養成する講師役のことである。

【認定こども園】

幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないに関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設で、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設をいう。近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために、平成18年10月より開始された制度である。

は行

【ファミリーサポート】

久御山町のファミリーサポート事業は、子育ての支援を受けたい人を「おねがい会員」、子育てのお手伝いができる人を「まかせて会員」として登録し、会員同士が助け合い子育てを応援する事業である。「おねがい会員」は、町内在住で、おおむね3か月から10歳までの子どもがおられ、子育ての支援を必要とされている人をいう。「まかせて会員」は、町内在住で、会員宅で子どもを預かれる人、幼稚園や保育所に送り迎えができる人をいう。支援の内容は、幼稚園や保育所への子どもの送迎、保護者が通院や急な用事のできた時などに短時間子どもを自宅で預かるというようなものである。

ま行

【メディア・リテラシー】

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいう。

ら行

【ライフステージ】

人生の段階区分のことをいう。幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などをいう。また、母子保健では思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期などともいい、各期の区分はさまざまである。

【リプロダクティブ・ヘルス/ライツ】

個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの体と健康の保持増進と自己決定を図ることと、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障される考え方のことをいう。

**久御山町第2次男女共同参画プラン
(久御山町レインボウプラン)
〈改定版〉**

平成31年3月

発行 久御山町
編集 久御山町役場総務部総務課
〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地
TEL (075) 631-9991・(0774) 45-3922
FAX (075) 632-1899
e-mail : somu@town.kumiyama.lg.jp